

第4次秋田市行政改革大綱

実 施 計 画

平成18年6月

秋 田 市

[実施計画目次]

第1章 分権型社会に対応した行政経営システムの確立

第1節	市政運営における評価と改善のシステム確立と事務事業の見直し	・ ・ ・	P 1
第2節	組織・人事・給与の見直し	・ ・ ・ ・ ・	P 7
第3節	(仮称)市民サービスセンターの整備	・ ・ ・ ・ ・	P 14

第2章 市民協働による地域経営の実現

第1節	市民協働の推進	・ ・ ・ ・ ・	P 15
第2節	市民力・地域力の発揮に向けた取組の推進	・ ・ ・ ・ ・	P 16

第3章 民間活力の導入(行政の担うべき役割の重点化)

第1節	民間委託等の推進	・ ・ ・ ・ ・	P 17
第2節	指定管理者制度の活用	・ ・ ・ ・ ・	P 20
第3節	行政の担うべき役割の重点化	・ ・ ・ ・ ・	P 23

第4章 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化

第1節	行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化	・ ・ ・ ・ ・	P 27
第2節	自主性・自立性の高い財政運営の確保	・ ・ ・ ・ ・	P 37
第3節	市有財産の有効活用	・ ・ ・ ・ ・	P 41

第5章 事務の電子化と効率化による市民サービス向上(電子自治体の推進)

第1節	行政サービスの電子化による電子自治体の実現	・ ・ ・ ・ ・	P 42
-----	-----------------------	-----------	------

第6章 安全・安心なまちづくりとコンプライアンスの徹底

第1節	コンプライアンスの徹底	・ ・ ・ ・ ・	P 48
第2節	危機管理体制の充実・強化	・ ・ ・ ・ ・	P 49

第7章 地方公営企業改革の推進

第1節	組織・人事・給与の見直し	・ ・ ・ ・ ・	P 52
第2節	経営改革の実施	・ ・ ・ ・ ・	P 53

○資料

1	第三次秋田市定員適正化計画	・ ・ ・ ・ ・	P 54
2	経費節減等の財政効果(計画額)	・ ・ ・ ・ ・	P 56

第1章 分権型社会に対応した行政経営システムの確立 【29項目】

第1節 市政運営における評価と改善のシステム確立と事務事業の見直し(13項目)

No 1 - 1 - 1

項目名	行政評価の効果的、積極的な活用（P D C Aサイクルの強化、行政運営全般における目標管理体制の確立）		
大綱要旨	行政経営システムを確立して行政としての生産性を向上させるため、行政評価システムを改良しつつ活用していく。 各組織等において、本市政策体系との整合性の下に達成目標を検証可能な形で具体的に設定するとともに、執行後の評価・検証結果が施策形成や行政経営資源配分、組織編成等の意思決定過程に的確に反映されるしくみを構築する。		
改革内容	(1)本市政策の実現に向けた目的・手段の連鎖による体系（政策体系）を明確化・具体化するしくみを整備する。 (2)政策体系に基づき各組織・職員の達成目標等を検証可能なかたちで設定し、目標達成のための最適な手段の選択や政策体系と組織編成の一致、必要な権限の移譲など必要な執行態勢を整備できるしくみを整備する。 (3)執行結果や成果の評価・検証を行うにあたって各所管による1次評価の後に、行政内部で2次評価を行う体制を整備する。 (4)評価・検証結果を施策・事務事業の立案、行政経営資源（予算、定数等）配分、組織編成の見直しや改善に反映させ、行政としての生産性の向上を図るしくみを整備する。		
実施時期	平成18～22年度		
改革効果	政策形成力と行政の生産性の向上が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	目標管理体制と2次評価実施体制の整備に着手する。本市政策体系と組織体系が一致するよう組織編成の見直しを進める。
	19年度	○ 実施	P D C Aサイクルをもとに不断の検証と見直しを行う。
	20年度		同 上
	21年度		同 上
	22年度		同 上

No 1 - 1 - 2

項目名	外部評価制度導入の検討と評価結果公表のあり方の検討		
大綱要旨	行政が主体的に行う内部評価を補完し、評価に客観性と多面性を持たせるため、市民や外部の専門家等の視点から評価を行う事業仕分け手法をはじめとする外部評価を試行しながら制度化を図っていくとともに、評価関連情報を市民等に分かりやすく伝える手法を開発していく。		
改革内容	本市の施策や事務事業を対象に、事業仕分け手法等による外部評価を試行し、評価結果を施策・事務事業、経営資源配分、組織編成の見直し等に反映させる仕組みを構築していく。また、外部評価制度を市民と行政のコミュニケーションツールや市民の行政への参画ツールとして活用する手法を探っていく。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	外部の視点による評価を行うことにより、行政内部では見直し等が難しい施策・事務事業について、見直しや改善を進めることができる。行政評価関連情報を市民と共有することにより市民協働を進めるための基盤を強化できる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	外部評価の試行・検討と結果の公表（事業仕分け手法の試行）
	19年度		外部評価の試行・検討と結果の公表（手法を見直した上で前年度と異なる分野等の施策・事務事業を対象とする）
	20年度		同 上
	21年度		試行結果等に基づき外部評価の制度化を検討
	22年度		外部評価の制度化

№ 1 - 1 - 3

項目名	庶務的業務の見直しと効率化		
大綱要旨	庶務的業務の効率化を図るため、庶務的業務の分析を行った上で、業務の集中化や職員配置の見直しを図る。		
改革内容	出勤、休暇、超勤等の管理、勤務実績報告、出張旅費請求などの「庶務事務」について業務分析を行い、ITを活用した事務処理の集中化を検討し、定型的業務については技能員等の活用など職員配置の見直しを図る。		
実施時期	平成18～19年度		
改革効果	行政運営における内部管理事務の効率化と人的資源の有効活用を図る。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	庶務業務の効率化に向けた検討 ・ 庶務業務の分析およびアンケート調査の実施（定型的業務の洗出し） ・ 定型的業務の効率的な事務処理方法の検討（事務の集中化、職員削減、技能員の活用、臨時職員の代替配置等） ・ 集中処理に向けた課題整理、可能性調査 他都市の成功事例、失敗事例等の研究および本市の庶務業務の分析により、既存システムや制度への影響、費用対効果を的確に把握し、最少の経費で最大の効果が生み出せるよう研究を進める。
	19年度	○ 実施	・ 技能員の活用、臨時職員の代替配置 ・ 集中処理化にあたっての庶務事務システムの検討 ・ システム導入、集中処理に伴う制度改正等の全庁的な検討整理
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 1 - 1 - 4

項目名	文書管理のあり方を見直しと効率化		
大綱要旨	総合文書管理システムを導入し、文書管理事務の効率化を図る。		
改革内容	文書の起案、決裁、供覧、廃棄および情報公開までの文書事務の一連の流れを電子により管理する総合的な文書管理システムを構築する。 このシステムは、電子決裁機能や電子的形態での原本保存機能を有し、LGWANや庁内外の各種システムと連携することにより、電子自治体の中核システムとして機能することになる。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	・ 文書が電子化することにより、文書事務の簡素化と効率化および書庫スペースの低減が図られる。 ・ LGWANとの接続により国や他の地方自治体との間で、電子署名による公文書の交換が可能となる。 ・ データベース化した電子文書を情報公開することが可能となるため、市民にとって検索が容易になり、利便性が向上する。 ・ 将来的に電子申請・届出や電子入札等のシステムと連動することにより、行政事務全体の効率化、高度化および正確性の確保が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	・ 電子自治体化推進体制の検討
	19年度		・ 電子自治体化推進体制の発足 ・ アクションプランの策定
	20年度		・ 総合文書管理システムの仕様の検討
	21年度		・ 総合文書管理システムの詳細設計、業者選定 ・ 公文書に関する規定等の整備
	22年度	○ 実施	・ 総合文書管理システム運用開始

№ 1 - 1 - 5

項目名	インターネット情報の充実		
大綱要旨	インターネットを活用し、市政情報のさらなる発信と透明性の向上を目指す。		
改革内容	ホームページのより頻度の高い更新、内容の充実とアクセシビリティ向上、メールマガジンといったインターネットの活用により市政情報のさらなる発信と透明性の向上を目指す。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	市政情報のより多くの発信により、その透明性の向上が図られ、市民のまちづくりへの参画意識が高まる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 実施	JIS X8341-3の庁内周知、メールマガジンの活用についての呼びかけ
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 1 - 1 - 6

項目名	斎場施設管理方法の見直し		
大綱要旨	斎場の施設管理方法について、効率的な管理および市民サービスの向上を図るため、管理方法の見直しを行う。		
改革内容	斎場の管理については、効率的な管理、接客等、市民サービスの向上の観点から指定管理者制度の導入を検討する。		
実施時期	平成23年度～		
改革効果	指定管理者制度の導入により、効率的な管理、市民サービスの向上、管理経費のコスト低減が図られる。また、使用料の有料化により受益と負担の適正化が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	平成23年度に斎場改築完成の計画であるが、それまでに指定管理者制度も含め、管理体制を検討する。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 1 - 1 - 7

項目名	市営墓地管理方法の見直し		
大綱要旨	市営墓地の管理方法について、効率的な管理および市民サービスの向上を図るため、管理方法の見直しを行う。		
改革内容	市営墓地の管理については、効率的な管理、市民サービス向上の観点から指定管理者制度の導入を検討する。		
実施時期	平成21年度～		
改革効果	指定管理者制度の導入により、効率的な管理、市民サービスの向上が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	効率的に管理運営するため、新規墓地完成までに指定管理者制度も含め、管理体制を検討する。
	19年度		
	20年度		
	21年度	○ 実施	
	22年度		

No 1 - 1 - 8

項目名	地域センターのあり方についての検討		
大綱要旨	市民サービスセンター構想と合わせ地域センターのあり方についての検討を行う。		
改革内容	市民サービスセンター構想の進展に合わせ、地域センターのあり方について検討を進める。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	行政の効率化が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	市民サービスセンター構想と合わせ地域センターのあり方についての検討を行う。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 1 - 1 - 9

項目名	公共下水道、農業集落排水、浄化槽の一体的運用		
大綱要旨	生活排水処理施設整備事業の効率化を図る。		
改革内容	生活排水処理施設整備を効率的に実施するための整備事業事務および組織のあり方について検討する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	最も効率的な事業手法の選択が可能となり、整備の促進が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	関係部局で協議検討を行う。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 1 - 1 - 10

項目名	大森山動物園の事務・事業のあり方の見直し		
大綱要旨	市政運営における大森山動物園の事務事業の明確化を図る。		
改革内容	動物園条例の設置理念を具現化するため、(仮称)「大森山動物園のみらいを語る研究会」を立ち上げ、大森山公園との一体化も視野に入れた(仮称)「大森山動物公園構想」を策定し、市の政策の中でより明確な位置づけをするとともに新たな事業展開を進める。		
実施時期	平成21年度		
改革効果	市政運営における大森山動物園の事務事業について市民に明らかにする。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	(仮称)「大森山動物園みらいを語る研究会」を立ち上げ、基本構想を研究する。
	19年度		(仮称)「大森山動物園みらいを語る研究会」を継続し、関係課所との調整を図り、基本計画を策定する。
	20年度		大森山動物公園構想(実施計画)を策定し、市の政策の中の位置づけを明確にする。
	21年度	○ 実施	大森山動物公園構想に基づき事業展開を進める。
	22年度		

No 1 - 1 - 11

項目名	市営住宅の管理運営のあり方の見直し	
大綱要旨	真に住宅に困窮する者に住宅を提供するため、公平で効率的な市営住宅の管理運営について検討する。	
改革内容	・収入超過者への対応の見直し ・国の制度改正を踏まえた入居承継基準の見直し ・滞納整理体制の一層の強化による新規滞納者の防止と、過年度分の滞納解消を図る	
実施時期	平成18年度～（可能なものから順次実施）	
改革効果	真に住宅に困窮する者が市営住宅に入居することができる。	
実施計画	年 度	着手・実施 詳細内容
	18年度	○着手 ○実施 真に住宅に困窮する者に住宅を提供するため、公平で効率的な管理運営について検討し、可能なものから順次実施する。
	19年度	
	20年度	
	21年度	
	22年度	

No 1 - 1 - 12

項目名	短大の自己点検・評価の実施および外部認証評価機関による評価	
大綱要旨	平成16年4月施行の学校教育法の一部改正に伴い、教育研究水準の向上に資するため、7年に1度大学の研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら自己点検・評価を行う「認証評価の義務」が生じた。 このことを契機に、学内で自己点検・評価を実施。結果に基づく改善を図った後に、平成20年度を目処に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受ける。	
改革内容	平成17年度は、学内に自己点検・評価委員会を設置。基本方針を確定したが、平成18年度以降全学的な自己点検・評価作業を行う。これにより問題点を洗い出し、改善後、外部認証評価機関に対し評価を依頼し、評価を受ける。その後評価を公表する。	
実施時期	平成18～20年度	
改革効果	教育研究活動の活性化と教育研究水準の向上	
実施計画	年 度	着手・実施 詳細内容
	18年度	○実施 ・全学的自己点検・評価作業（外部認証機関の評価項目に沿って行う） ・外部評価機関より講師を招き、全教職員への研修 ・点検・評価結果による改善（緊急部分）
	19年度	・全学的自己点検・評価作業 ・先進校調査 ・点検・評価結果による改善（全般） ・外部評価機関への評価申請
	20年度	・外部評価機関の評価および評価結果の公表
	21年度	
	22年度	

項目名	市立病院の経営健全化について		
大綱要旨	進歩する医療技術と多様化する患者ニーズに合わせながら、病院経営の健全化を推進する。		
改革内容	平成18年度診療報酬改定の方針を受けて、D P C（包括支払）の対象病院となるための準備を進めるとともに、選抜スタッフによる医療活動や看護配置基準の見直し等に対応するためのマンパワーを充実させ、急性期入院医療を提供するための病院機能を整備する。 さらに経営目標の共有のために「中期経営計画」を策定し、継続的な見直しを行うことで経営改善に資するとともに、未収金対策として専任徴収員（嘱託等）を配置する。		
実施時期	平成18～19年度		
改革効果	増収およびコスト削減につながる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	総合医療情報システムを更新する（D P C 参加体制の準備）。 病院中期経営計画を策定する（計画的経営改善を図る）。 未収金徴収員を配置する。 急性期入院医療の実態に即した看護配置を達成する。
	19年度		D P C（包括支払）適用病院に新規参加する（調査協力）。
	20年度		D P C（包括支払）適用病院に新規参加する（調査協力）。
	21年度		D P C（包括支払）適用病院として包括点数で支払い請求する（完全実施）。
	22年度		

第2節 組織・人事・給与の見直し（14項目）

№1 - 2 - 1

項目名	適正な定員管理の推進		
大綱要旨	新定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図る。		
改革内容	民間委託等の推進や職員の新規採用を抑えることなどにより、17年度当初の職員数を基準に、平成22年度までの5年間に241人、6.8%の職員を削減する第三次秋田市定員適正化計画を策定し、この計画に基づき、適正な定員管理を進める。 削減目標を達成するために、平成17・18年度の時限措置として、早期退職者の該当年齢を定年前15年の年齢（概ね45歳）まで引き下げるほか、退職手当の特例加算も導入して早期退職を促す。さらに今後は、新規採用の抑制を図りつつ、任期付き職員や再任用嘱託職員等の新たな任用制度を導入して、効率的な職員配置に努める。		
実施時期	平成18～22年度		
改革効果	職員数の抑制による総人件費の削減		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	任期付き採用制度実施 再任用嘱託職員制度（19年度まで）
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

[定員管理数値目標]

平成22年度までの集中改革プラン中の削減数は、5年間で241人(6.8%)とし、平成22年4月1日における総職員数を3,293人とする。

なお、市民生活の安全、安心の確保に直結する消防職、病院医療職については、削減の対象外とすることから、同職を除いた削減率は8.9%となる。

区 分	全職員を対象としたもの			消防職、病院医療職を除いたもの		
	職員数 (人)	削減数 (人)	削減率 (%)	職員数 (人)	削減数 (人)	削減率 (%)
基準年 平成17年4月1日	3,534			2,712		
5年後 平成22年4月1日	3,293	241	6.8	2,471	241	8.9
退職者見込み数		383			338	
採用者見込み数		142			97	
10年後 平成27年4月1日	3,178	356	10.1	2,353	356	13.1

№ 1 - 2 - 2

項目名	職員給与の適正化		
大綱要旨	市民の信頼と納得を得られる市政運営のため、職員給与の一層の適正化に努める。		
改革内容	職員給与の適正化については、平成18年4月1日から国家公務員に準拠した給料表に移行し給料水準を引き下げるとともに、枠外昇給制度の廃止、昇給期の統一などを実施する。さらに、国家公務員の制度改革等をみながら、一層の適正化に取り組む。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	勤務実績を重視した給与体系への転換により、職員の職務に対する意欲が向上する。また、市民が納得する給与体系を構築することにより、市政運営に対する信頼が高まる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	平成18年4月1日から国家公務員に準拠した給料表に移行し給与水準を引き下げ、枠外昇給制度の廃止、昇給期の統一などを実施した。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 1 - 2 - 3

項目名	部局の人事権限の強化		
大綱要旨	分権型社会に対応した庁内分権化の取り組みの一環として、人事権限の一部を各部局に移行する。		
改革内容	部局内での人事異動を各部局の裁量で行えることとし、部局間の異動や昇格などは人事課が行う。		
実施時期	平成18年度～（段階的に実施）		
改革効果	部局内異動や研修を通じて、独自の人材育成が可能となり、意欲の高い職員の職務満足度の向上が期待できる。 また、部局内の人事異動を行うことで組織の専門性が向上し、業務内容に応じて、組織横断的かつ機動的に柔軟な対応が可能となるため、業務の効率化が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	段階的に実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 1 - 2 - 4

項目名	人事評価制度の制度定着と評価結果の活用のあり方の検討		
大綱要旨	職員の能力と意欲を高め、市民サービスの向上につなげるため、透明性・納得性の高い人事評価制度の運用を進める。		
改革内容	試行中の人事評価制度について、試行状況を踏まえた改善を行ったうえで全庁的に導入し、制度の定着を進める。また、評価結果の活用のあり方について、昇任の判断材料の一つとして用いることを検討する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	透明性・納得性の高い人事評価制度の運用を通じて、個々の職員の能力と意欲が高まり、職員の力が最大限に活用されることにより、市全体の組織力が高まり、市民サービスが向上する。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	試行中の人事評価制度を全庁的に導入する。
	19年度		人事評価制度の適切な運用と、評価者と被評価者に対する研修等を通じて、制度の定着を進める。
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 1 - 2 - 5

項目名	長期的視点に立った人材の育成		
大綱要旨	激変する社会情勢の中にあって、高い使命感と意欲のもと、その専門能力と業務遂行能力を十二分に発揮できる職員を育成するため、長期的な視点に立った人材育成に取り組む。		
改革内容	平成18年3月策定の新たな人材育成基本方針のもと、職場・研修・人事制度がそれぞれの面から、職員一人ひとりに着目し、自己成長を促す働きかけを行うとともに、職員自らが自己のキャリアプランに基づき、進んで資質の向上・能力開発に取り組めるよう、効果的な研修を実施する。 また、各部局内においても、主体的に所属する職員の能力向上と人材の育成に取り組む。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	新たな人材育成基本方針に基づき、職員研修を実施することにより長期的視点での人材育成が図られる。 また、一人ひとりの自己成長意識の喚起と自らの選択による能力開発の機会を提供することで、研修成果の着実な向上が図られる。 さらに、部局内でも計画的に人材育成に取り組むことにより、より専門性の高い職員を育成することができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	新秋田市人材育成基本方針のもと、より現場の状況に即した人材育成を図る部局研修や職員の意欲を喚起する選択研修を導入・実施するなど、新しい研修体系の定着を図る。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 1 - 2 - 6

項目名	決裁権限の見直しと組織のフラット化		
大綱要旨	簡素で効率的な行政経営を行うため、組織機構等を見直しを推進する。		
改革内容	行政需要の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、グループ制の導入等組織のフラット化を図るとともに、従来の意思決定過程を見直し、権限移譲や決裁方法の簡素合理化などを行う。 グループ制は、従来からある課・係制が固定的な組織であるのとは異なり、各部局が主体的に行政課題に対して柔軟かつ機動的に対応することを目指した組織。グループ制では、従来のような係制を敷かず、事務量や事業の優先度を踏まえて、柔軟かつ機動的に職員や事務の割振りを行うことができ、新たな課題が発生したときには、これまでのように定期的な異動時期や組織改正を待たずに、所管部局長の判断で、適宜、チームを設置して対応する。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	グループ制の導入等組織をフラット化し、決裁権限を見直しするとともに、業務繁閑に応じて職員配置についても部内対応が可能な体制を構築することにより、簡素で効率的な行政運営が促進され、多様化・高度化する市民ニーズにより柔軟かつ迅速に対応することができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手 ○実施	・グループ制等の検討・導入 ・事務決裁規程の見直し
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 1 - 2 - 7

項目名	市勢活性化のための推進本部の設置		
大綱要旨	街の活性化に向けた戦略的な都市経営のため、総合的な視点からの計画立案や関係部局間の事業調整を行う部局横断的な組織として市勢活性化推進本部を設置する。		
改革内容	既存の部局の枠組みにとらわれない多様な発想の展開を目指し、部局横断的な見地で市勢の活性化施策を展開するため、総合的視点からの計画立案および関係部局間の事業調整を行う市勢活性化推進本部を設置する。		
実施時期	平成18年4月1日実施		
改革効果	部局横断的な見地で市勢の活性化施策を展開することが可能になる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	市勢活性化のための推進本部の設置
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 1 - 2 - 8

項目名	本庁と（仮称）市民サービスセンターとの役割分担の確立		
大綱要旨	現在本庁が行っている行政サービスのうち地域性を有するものについては、（仮称）市民サービスセンターへ可能な限り、権限や予算を移譲し、全市的な課題は本庁で、地域課題については（仮称）市民サービスセンターで対応するという役割分担を確立する。		
改革内容	現在の本庁で行っている行政サービスについて、以下のような役割分担を確立する。 (a) 本庁＝全市的な計画管理や公権力行使関係の総括を行う。 (b) 市民サービスセンター＝市民に近い（距離・時間のみならず、市民の声が届きやすい）サービスや相談機能を有し、地域割に応じた業務や事業を行う。		
実施時期	平成21年度		
改革効果	分権型社会に対応した行政システムが確立される。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度	○実施	（仮称）西部地域市民サービスセンターオープン
	22年度		

No 1 - 2 - 9

項目名	（仮称）自治振興局の新設		
大綱要旨	7つの市民サービスセンターの連携や事業の地域間調整を図る組織づくりを行う。 河辺・雄和両市民センターについて、都市内地域分権構想に基づき、市民サービスセンターへの移行を行う。		
改革内容	（仮称）自治振興局を新設して以下の調整機能を行う。 地域間調整・全市的な視点での地域振興政策について総括する。 道路・公園等のように、市の全体計画を構成する事業についての進行管理を行う。 合併した両地域の振興のあり方について、市民サービスセンター構想も視野に入れながら、総合的な調整を行う。		
実施時期	平成19～21年度		
改革効果	センターと業務関連部局または、各センター間の調整が円滑に行われる。河辺・雄和両市民センターの将来像が明確になる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度	○実施	（仮称）自治振興局の新設
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 1 - 2 - 10

項目名	学内事務組織の見直し		
大綱要旨	行政事務処理や教員の教育研究活動支援業務を中心とする組織に止まらず、学長のリーダーシップの下で、自主自立で個性ある大学運営推進に対応できる学内事務組織の見直しを検討する。		
改革内容	事務局組織の見直しを検討する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	学長のリーダーシップを支え、限られた人的・財政的資源をより有効に活用する。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	内部検討・見直し案作成
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 1 - 2 - 11

項目名	学校校務員業務の適正化と効率化		
大綱要旨	学校校務員の配置について、学校の実状に即した適正な人員配置の見直しを図る。 また、学校校務員の退職者不補充による欠員について、OB職員の任用や民間への業務委託など正職員以外の配置を検討しながら学校校務員業務実施の適正化と効率化を図る。		
改革内容	各学校における業務の実態を改めて調査し、他都市の状況も参考にしながら、各学校の規模や実状に即した配置に見直す。 また、退職等に伴う校務員の不足については、職務経験豊富な退職者等の任用や業務委託等による民間のノウハウを活用するなどの方策を検討し、学校の管理運営業務に支障が生じないように配慮しながら、正職員数の削減を図る。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	・ 職員等の適正配置による人件費削減 ・ 職務経験豊富な退職者や民間の優れたノウハウの活用による校務員業務実施の適正化と効率化		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	・ 退職による欠員については、OB職員を含めた臨時職員等を配置し、学校校務員業務の適正化と効率化を図る。 ・ また、学校毎の実情を調査し、実情に適った配置基準の見直しについて検討に着手する。
	19年度		・ 退職による欠員については、OB職員を含めた臨時職員等を配置するほか、新たな配置基準により学校毎の実情に見合った人員配置を行い、学校校務員業務の適正化と効率化を図る。 ・ また、校務員業務の民間委託の手法や課題等について調査・研究に着手する。
	20年度		・ 退職による欠員については、OB職員を含めた臨時職員等の配置や業務の民間委託を実施するなど学校校務員業務の適正化と効率化を図る。
	21年度		・ 退職による欠員については、OB職員を含めた臨時職員等の配置や業務の民間委託を実施するなど学校校務員業務の適正化と効率化を図る。
	22年度		・ 退職による欠員については、OB職員を含めた臨時職員等の配置や業務の民間委託を実施するなど学校校務員業務の適正化と効率化を図る。

№ 1 - 2 - 12

項目名	学校給食業務の適正化	
大綱要旨	退職によって生じる調理員の減員については、当面パート職員の導入を進めるとともに、学校給食業務の適正化を図るため、民間委託も視野に入れながら、コスト面のみならず安全性・効率性等を含め総合的に検討する。	
改革内容	今後も退職によって生じる調理員の減員には、パート職員の導入により人件費の抑制を図っていく。将来的には、段階的に民間への委託も視野に入れながら、コスト面のみならず安全衛生面や効率性等を総合的に判断しながら、学校給食業務の適正な運営を図っていく。	
実施時期	平成18年度～	
改革効果	正職員(調理員)の定数削減による人件費の削減	
実施計画	年 度	着手・実施
	18年度	○実施
	19年度	
	20年度	
	21年度	
	22年度	

№ 1 - 2 - 13

項目名	消防団組織の充実強化	
大綱要旨	消防団を取り巻く諸課題を解決して組織の充実強化を図るため、組織のあり方と適正な団員定数について検討するとともに活動環境等を整備する。	
改革内容	高齡化の進展等社会的要因や地域性を考慮した分団・部・班の組織のあり方と適正な団員定数を検討する。 入団しやすく、入団後も活動しやすい環境を整備する。 消防団員への情報提供手段（携帯電話を利用した一斉メール送信）を導入する。	
実施時期	平成18～22年度	
改革効果	消防団組織を充実強化することにより、活性化とともに消防団に対するニーズに的確に対応可能な体制が整備され、被害の未然防止と軽減が図られる。	
実施計画	年 度	着手・実施
	18年度	○着手 ○実施
	19年度	
	20年度	
	21年度	
	22年度	

項目名	消防組織体制の見直し		
大綱要旨	社会情勢が加速度的に変化する中、消防が多種多様なニーズと新たな要因・事象等に的確に対応し、その総合力を十分発揮する組織であるために、従来の組織体制に検討を加え、社会情勢に即応し得る機動的かつ活力ある組織体制を実現する。		
改革内容	石油コンビナート等大規模、特異災害の発生危険が高い地域でありながら老朽、狭隘化した土崎消防署本署庁舎を高い本署機能を有した署に改築するとともに、他の署所についても都市形態、人口動態等に配慮し、検討を加えるもの。 また、消防力の充実強化、常備消防と消防団とのさらなる連携強化に向け、訓練場を確保する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	増大・多様化する消防行政に対する市民ニーズ、大規模・複雑化する災害、合併やテロ対策など新たな要因・事象等に的確に対応し、消防本来の目的である「市民の生命・身体・財産を守る」ための均衡のとれた消防組織体制を整備することができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	・「消防力の整備指針」に基づく現有消防力の検証と今後のあり方について検討 ・消防常設訓練場の建設
	19年度		・土崎消防署の機能整備の検討に着手 ・現有消防力の検証と今後のあり方について検討継続 ・組織体制の再編基本計画の策定
	20年度		・土崎消防署の機能整備に向けた具体的設計計画 ・組織体制の再編実施計画の作成に着手
	21年度		・土崎消防署の建設等 ・組織体制の再編等
	22年度		・土崎消防署の建設等

第3節 （仮称）市民サービスセンターの整備（2項目）

№1 - 3 - 1

項目名	（仮称）市民サービスセンターの整備		
大綱要旨	市民協働と都市内地域分権の活動拠点として市内7地域に（仮称）市民サービスセンターを整備する。また、整備にあたっては、支所等と公共施設の複合化を図り、総合的な整備を行うこととする。		
改革内容	市民の利便性や地域の実情に応じた迅速な対応が望まれる事務について、市民に身近で、市民の声が届きやすく、また地域の実情に目配りができる場所に行行政権を移譲することとし、その拠点施設として市内7地域に（仮称）市民サービスセンターを整備する。 前期：17年度～22年度 西部地域、北部地域、河辺地域、雄和地域 後期：23年度～27年度 東部地域、南部地域 前期～後期：庁舎（中央地域）		
実施時期	平成21年度～		
改革効果	「身近な行政サービスを身近な場所で提供できる。」「地域の課題は地域で解決することができる。」		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	（仮称）西部地域市民サービスセンター実施設計等
	19年度		（仮称）西部地域市民サービスセンター建設等 （仮称）北部地域市民サービスセンター建設基本計画策定等
	20年度		（仮称）西部地域市民サービスセンター建設等 （仮称）北部地域市民サービスセンター実施設計等
	21年度	○実施	（仮称）西部地域市民サービスセンターオープン （仮称）北部地域市民サービスセンター建設等
	22年度		（仮称）北部地域市民サービスセンター建設等

№1 - 3 - 2

項目名	（仮称）市民サービスセンターにおける行政機能の整備		
大綱要旨	現在、本庁で実施している行政サービスのうち、地域性を有する行政サービスの権限や予算の移譲を受け、地域の市民に身近な行政サービスを提供するとともに、地域振興を図るための施策を実施する。		
改革内容	センターの支所機能を充実し、現在、本庁で実施している行政サービスのうち、地域性を有する行政サービスの権限や予算の移譲を行い、地域の市民に身近な行政サービスを提供するとともに、地域振興を図るための施策を実施する。 地域の市民活動が積極的かつ継続的に行えるよう支援するため、各センターへ（仮称）地域振興課を設置し、「地域づくり組織」の窓口機能を担うこととする。 センター独自の判断によって地域振興が進められるよう、地域での意思決定権（専決権）を拡充するとともに、センターへ本庁の部と同格の予算配分を行う。 重要な事業や臨時的な事業など比較的規模の大きな事業については、「地域づくり組織」からの意見・提言をもとに、センター長が予算要求を行うものとする。また、センターへ配分された予算については、「地域づくり組織」からの意見・提言を尊重してセンター長が予算の用途を決定する。		
実施時期	平成21年度		
改革効果	「身近な行政サービスを身近な場所で提供できる。」「地域の課題は地域で解決することができる。」		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度	○実施	（仮称）西部地域市民サービスセンターオープン
	22年度		

第2章 市民協働による地域経営の実現【3項目】

第1節 市民協働の推進（1項目）

№2 - 1 - 1

項目名	市民協働の推進		
大綱要旨	地域における様々な課題を市民自らが取り組み、解決していくことができる仕組みづくりを推進する。		
改革内容	地域の課題を市民、市民団体、行政などの様々な主体が、互いが有している資源を活かしながら、解決にあたる仕組み、「市民協働」を推進する。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	地域のことを一番よく知っている多くの地域の市民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を高め、市民と行政がそれぞれの責任と役割分担のもと、お互いが持つ特性を生かしながら、地域の課題を迅速かつ効果的に解決できる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	市民協働事例調査
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

第2節 市民力・地域力の発揮に向けた取組の推進（2項目）

№2 - 2 - 1

項目名	地域愛の形成		
大綱要旨	市民が自分の住む地域に愛着を持ち、市民自らが地域の課題に取り組み、解決していくことが可能となるしくみを構築する。		
改革内容	協働提案事業を募集し、提案をした市民活動団体（町内会、NPO等）と各事業担当部局をマッチングさせ、各部局において、市民協働による事業を実施する機会を創出する。		
実施時期	平成19年度		
改革効果	これまでで行政が担ってきた事業について、市民が主体的に行うことにより、多様化・高度化する市民ニーズにきめ細かく対応することが可能となる。 市民自らが、知恵を絞り、汗を流しながらまちづくりを実践することにより、市民一人ひとりの自己実現につながる。 サービスの提供者として市政に参画することにより、地域への愛着につながる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	地域愛形成事業の提案募集
	19年度	○実施	地域愛形成事業
	20年度		地域愛形成事業
	21年度		地域愛形成事業
	22年度		地域愛形成事業

№2 - 2 - 2

項目名	（仮称）地域づくり組織等の結成支援		
大綱要旨	小学校区単位などの地区を基礎として「地区づくり組織」を、7つの（仮称）市民サービスセンター単位に「地域づくり組織」を結成し、これらの組織と市が連携して、それぞれの役割を発揮し合うことにより、地域の個性や特色を生かした魅力ある地域づくりを展開できるようにする。		
改革内容	小学校区単位など地区内の市民の顔が見える範囲を基礎とし、地区内の各種団体のネットワーク化を図り、地区内の課題に対応できる組織として「地区づくり組織」を、7つの（仮称）市民サービスセンター単位に、地域の市民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、地域の市民と行政の協働によるまちづくり活動の提案を行うため、「地域づくり組織」の結成支援を行う。組織が結成された後は、これらの組織と市が連携し、それぞれの役割と責任を認識し合うことにより、地域の個性や特色を生かした魅力ある地域づくりを展開できるようにする。		
実施時期	平成21年度		
改革効果	地域の実情に即したまちづくりの展開が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	住民組織の結成手法・役割検討
	19年度		住民組織の結成手法・役割検討
	20年度		住民組織結成支援
	21年度	○実施	実施
	22年度		

第3章 民間活力の導入（行政の担うべき役割の重点化）【19項目】

第1節 民間委託等の推進（6項目）

№3 - 1 - 1

項目名	公立保育所の民間移行		
大綱要旨	公立保育所の民間移行を進めることで、多様化する保育ニーズに対応する。		
改革内容	公立保育所と民間保育施設の保育水準が同じレベルとなってきたことから、所謂「保育に欠ける児童」の保育については、民間の認可保育施設の役割とし、公立保育所の民間移行を進め、その上で、公立保育所の保育士のノウハウを活用した一対一の子育て支援をその役割とする。 具体的には、就学前児童の居場所のほとんどを公立保育所に依存している河辺・雄和区域を除いた全ての公立保育所を民間移行の対象施設と考え、平成17年度～平成21年度までに秋田市次世代育成支援行動計画に基づき移行するとともに、公立保育所の保育士の一部を子育てコーディネーターとし、全ての子育て家庭に対する支援に努める。		
実施時期	平成17～21年度（前期 秋田市次世代育成支援行動計画期間）		
改革効果	< 認可保育所利用者にとっての効果 > 民間施設による効率的かつ弾力的な運営により、入所者のニーズにあった保育を受けることができる。 民間施設による柔軟なアイデアにより、地域性を生かした保育を受けることができる。 保育士の構成が年齢幅のあるものになるほか、男性保育士の配置などにより、保育の内容が活動的なものも含め充実する。 < 一般の子育て家庭にとっての効果 > 「核家族家庭」や「ハイリスク家庭」において経験豊富な（仮称）子育てコーディネーターのアドバイスを受けることができる。 <（既に認可保育所を経営している法人が移行保育所も経営する場合）民間施設にとっての効果 > 多角経営により、柔軟で効率的な運営が可能になり、多様なニーズに対応しやすくなるほか、経営基盤が強化される。 職場の拡大、人事交流により、人事の硬直化を防ぎ、職場の活性化を図ることができる。 < 行政にとっての効果 > 行政資源である保育士を（仮称）子育てコーディネーターとして、現在、支援を最も必要としている「核家族家庭」や「ハイリスク家庭」に充てることことができる。 公立保育所の廃止によって生じる財源を、民間の施設整備や新たな保育事業などに充てることにより、本市の保育環境を一層向上させることが可能になる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	民間移行の準備 ・関係各所(者)への説明など
	19年度		民間移行の準備 ・引き継ぎ保育の実施など
	20年度		施設移行
	21年度	○ 実施	施設移行 秋田市次世代育成支援行動計画後期計画策定
	22年度		中間検証 秋田市次世代育成支援行動計画後期計画スタート

№ 3 - 1 - 2

項目名	ごみ収集業務の民間委託		
大綱要旨	直営で行っている市中心部のごみ収集業務について、現在と同様のサービスを維持しながら段階的に民間委託へ移行する。		
改革内容	現在の直営収集について、18年度以降段階的に民間委託する。		
実施時期	平成18～22年度		
改革効果	コストの削減が図られ、現在と同様の市民サービスの提供が可能		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	・直営 4 台減車 ・民間委託 5 台
			以下年次計画案
	19年度		・直営 4 台減車 ・民間委託 4 台
	20年度		・直営 3 台減車 ・民間委託 4 台
	21年度		・直営 3 台減車 ・民間委託 3 台
	22年度		・直営 3 台減車 ・民間委託 4 台
			全委託化を終了する。

№ 3 - 1 - 3

項目名	案内業務等の委託		
大綱要旨	電話交換業務を民間委託する。 施設見学用マイクロバスの運転業務で正職員以外を活用する。		
改革内容	電話交換業務は段階的に民間委託に移行し、マイクロバス運転業務は正職員以外（非常勤）を活用する。		
実施時期	平成18～20年度		
改革効果	人件費の削減が図れる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手 ○実施	電話交換業務の臨時職員 1 名を増員し、正職員 1 名を減員する。
	19年度		電話交換業務の臨時職員 3 名を委託先に配置替えするとともに、委託先職員 1 名を増員させ委託することによって、正職員 1 名を減員する。
	20年度		マイクロバス運転業務の職員は、正職員以外（非常勤）を活用する。
	21年度		
	22年度		

№ 3 - 1 - 4

項目名	諸証明書等発行業務の民間委託について		
大綱要旨	サービスの質の維持向上を図るため、諸証明書等の発行業務の民間委託の検討を行う。		
改革内容	市場化テストの導入・実施により、諸証明書等の発行業務を民間へ委託する。		
実施時期	平成20年度～		
改革効果	住民の利便性の向上が図られ、コストが削減できる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	情報収集
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 3 - 1 - 5

項目名	市営住宅管理業務民間委託の検討		
大綱要旨	市営住宅の管理業務について、現在と同様のサービスを維持しながら民間委託が可能かどうか検討する。		
改革内容	市営住宅の管理業務について、サービスの維持向上と経費節減のため、民間委託が可能かどうかを検討し、検討の結果可能と判断した場合については民間委託を実施する。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	サービスの維持向上と経費節減が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	委託業務の範囲、委託方法等の調査および検討。 民間委託を実施した自治体の成果、課題を調査。民間委託の適否について検討する。
	19年度		検討の結果「適」と判断した場合は、民間委託実施に向け準備を行う。
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 3 - 1 - 6

項目名	病院施設中央監視業務の委託について		
大綱要旨	行政コストを精査したうえで、病院事業のアウトソーシングを進め、民間活力を導入する。		
改革内容	現在、3名の有資格技能職員があたっている院内施設管理業務について段階的に委託を進めていく。当初は院内の施設、設備の状況を熟知する職員を1～2名残し、残りの業務を業者に把握してもらいながら担当してもらう。その後、状況を総合的に見極めて全ての施設管理業務を委託する。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	職員の休暇等による欠員の心配がなくなる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	3名の技能職員を2名にして、1名分の業務を業者に委託する
	19年度		2名の技能職員を1名にして、1名分の業務を業者に委託する
	20年度		1名の技能職員の業務を業者に委託する（完全委託）
	21年度		平成20年度に同じ
	22年度		平成20年度に同じ

第 2 節 指定管理者制度の活用（ 7 項目 ）

№ 3 - 2 - 1

項目名	指定管理者制度の計画的な導入		
大綱要旨	公の施設の管理において、設置者責任の確保と施設設置目的等を踏まえつつ、市民に対するサービスの向上や経費の縮減等を図るため、指定管理者制度の導入を計画的に進める。 本大綱に掲げられた導入予定施設は、全施設を対象とした検討作業において、施設特性や管理のあり方等を踏まえた上で導入可能性が認められた施設のうち、大綱計画期間中に導入が見込めるとされたものである。		
改革内容	指定管理者制度導入予定施設について計画的に導入を進めていく。 指定管理者制度の導入済みの施設については、導入効果と課題の把握を行いつつ、制度の活用方法について、適宜見直しと改善が図られるよう全庁的な視点から調整していく。		
実施時期	平成18～22年度		
改革効果	(1) 公の施設の設置目的の達成 (2) 公の施設の利用における市民サービスの向上 (3) 公の施設の管理運営に係る本市支出の縮減		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	制度導入の調整
	19年度		同 上
	20年度		同 上
	21年度		同 上
	22年度		同 上

[指定管理者導入可能性調査結果]

- (1) 主要な公の施設数 = 5 7 3 施設
- (2) 制度導入済みの施設数 = 3 4 施設
- (3) 計画期間内に制度導入を検討し
順次制度導入を進める施設数 = 1 0 2 施設

[備考]

注 1：いずれも平成18年 4 月 1 日における見込み数である。

注 2：(3)の内訳は、コミュニティセンター(19)、スポーツ施設(25)、文化施設(7)、児童館(36)、公民館等(11)、斎場(1)、墓地(3)である。括弧内は施設数

注 3：計画期間内に導入の検討外とされた施設は、学校、市営住宅関連施設、上下水道・農業集落排水関連施設、廃棄物処理施設等である。

№ 3 - 2 - 2

項目名	コミュニティセンター等への指定管理者の導入		
大綱要旨	コミュニティセンター等への指定管理者制度の導入を推進する。		
改革内容	コミュニティセンター等への指定管理者制度の導入を推進していく。		
実施時期	平成18年度～（平成16年度から導入）		
改革効果	コミュニティセンター等の管理を通じ、地域住民による地域自治活動の活性化が期待される。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	コミュニティセンター類似施設4施設への指定管理者制度導入を行う。
	19年度	○実施	川尻地区コミュニティセンター（仮称）へ指定管理者制度を導入する。
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 3 - 2 - 3

項目名	観光施設の指定管理者制度の活用		
大綱要旨	指定管理者制度を導入することになった公の施設について、役割や活用方法等の検証をし、適宜見直しをしていく。		
改革内容	公の観光施設の役割や活用方法等について検証を続け、その検証結果に基づき、指定管理の委託内容についても適宜見直しを図っていく。		
実施時期	平成20年度～		
改革効果	適切な指定管理を行うことにより、観光施設の有効な活用を図ることができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	協定書の内容において、事業の内容、実績、管理業務及び経理状況の報告を基に検証する。
	19年度		同上
	20年度		㈱雄和振興公社との協定（H18～H20年度）及び㈱東北ダイケンの協定（H16～H20年度）が終了することから、18、19年度で検証した結果をふまえ、直営方式か指定管理者制度の継続かを判断する。
	21年度	○実施	検証した結果に基づき協定を締結する。
	22年度		河辺地域振興㈱、伊藤工業㈱、ダリア栽培組合との協定（H18～H22年度）が終了することから、H18～H21年度で検証した結果をふまえ、直営方式か指定管理者制度の継続かを判断する。

№ 3 - 2 - 4

項目名	農林水産施設の指定管理者制度の計画的な導入		
大綱要旨	公の農林水産施設のあり方について検証する。		
改革内容	公の農林水産施設の役割や活用方法等について検証を続け、検証結果に基づき、指定管理者への委託内容についても適宜見直しを図っていく。		
実施時期	平成18～22年度		
改革効果	適切な指定管理を行うことにより、農林水産施設の有効活用を図ることができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手 ○実施	河辺畜産経営環境整備施設の指定管理制度導入。指定管理が1年間であることから新たな指定管理者の選定を行う。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 3 - 2 - 5

項目名	スポーツ施設への指定管理者制度の導入		
大綱要旨	スポーツ施設の管理運営のあり方について検証し、指定管理者の導入を図る。		
改革内容	スポーツ施設の役割や活用方法について検証し、民間活力を導入した指定管理者制度への移行を図っていく。		
実施時期	平成18～20年度（国体終了後）		
改革効果	指定管理者制度の導入により、効率的な施設管理と市民サービスの向上を図る。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	検討 ・ 対象施設の選定、業務仕様内容
	19年度		準備 ・ 条例改正、指定管理者、募集要項作成、公募、指定管理者選定委員会開催
	20年度	○ 実施	実施
	21年度		
	22年度		

№ 3 - 2 - 6

項目名	文化施設への指定管理者制度の導入		
大綱要旨	文化施設の管理運営業務のあり方について検証し、指定管理者制度の導入を図る。		
改革内容	他都市の導入形態を十分調査のうえ、指定管理者制度の導入を図る。		
実施時期	18年度～22年度 （佐竹史料館、久保田城御隅櫓、御物頭御番所、旧黒澤家住宅、文化会館、河辺農林漁業資料館、雄和ふるさとセンター） 23年度～27年度 （千秋美術館、赤れんが郷土館）		
改革効果	適切な指定管理者制度の導入により、効率的な施設運営を行うとともに利用者ニーズに対応するサービスの向上を図る。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	検討 ・ 対象施設、委託業務内容等の検討
	19年度		準備 ・ 対象施設、委託業務内容等の調査
	20年度		調査・準備 ・ 民間事業者、NPO組織等の参入意向調査
	21年度		準備
	22年度	○ 実施	

№ 3 - 2 - 7

項目名	児童館への指定管理者制度の導入		
大綱要旨	児童福祉法に基づく児童厚生施設である児童館の管理運営について検証し、指定管理者制度の導入を図る。		
改革内容	国の「児童館の設置運営要綱」を遵守しながら、指定管理者制度の導入を図る。		
実施時期	平成18～22年度		
改革効果	民間事業者およびNPO組織等の専門的な知識を活用し、様々な形態の児童館事業を実施することにより、児童の健全育成環境の向上が図られる。また、施設の維持管理経費等の削減を図ることができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	民間事業者、NPO組織等の参入意向、確保に努める。
	19年度		着手・準備
	20年度		検討・着手
	21年度		検討・着手
	22年度		検討・着手

第3節 行政の担うべき役割の重点化（6項目）

№3 - 3 - 1

項目名	P F I手法の検討		
大綱要旨	P F I手法は、これまで公共が担ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体として民間に委ねることにより、公共サービスのより一層の効率化と財政的負担の軽減を図ることが目的であることから、この手法を精査しながら、研究を進める。		
改革内容	関係部局において、導入可能性調査を精査し、本市事業における最適な手法を研究する。また、全庁においてその情報を共有する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	研究の過程において、P F I導入の是非の判断を適切に行うことにより、P F I手法になじまないとすれば、従来の公共事業で実施することも考えられるなど、その事業のあり方を正確に精査できる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	導入可能性調査を踏まえ、さらに他都市の先進事例の情報収集を行う。
	19年度		庁内において情報の共有化を図りながら、導入の評価を行う。
	20年度		庁内において情報の共有化を図りながら、導入の評価を行う。
	21年度		庁内において情報の共有化を図りながら、導入の評価を行う。
	22年度		庁内において情報の共有化を図りながら、導入の評価を行う。

№3 - 3 - 2

項目名	河辺地域振興（株）と（株）雄和振興公社の見直し		
大綱要旨	河辺地域振興(株)と(株)雄和振興公社の経営改善を図る。		
改革内容	「河辺地域振興(株)」及び「(株)雄和振興公社」の統廃合の可能性について、他の公社・第三セクターも含め検討する。		
実施時期	平成19年度～		
改革効果	庶務、総務、労務、財政等の事務部門の合理化 食材、消耗品等の一括購入による経費削減 人材の効率的な配置 以上のような理由から、各施設の効率的な管理・運営が可能となる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	両社が指定管理者制度に応募することができるよう経営改善を図らせる。
	19年度	○実施	経営改善を図ることによる経営の健全化についての検証及び指導を行い、(株)雄和振興公社について、統廃合、完全民営化等様々な可能性について検討する。
	20年度		(株)雄和振興公社について、検討結果に基づいた組織体制の確立を指導する。
	21年度		経営改善を図ることによる経営の健全化についての検証及び指導を行い、河辺地域振興(株)について、統廃合、完全民営化等様々な可能性について検討する。
	22年度		河辺地域振興(株)について、検討結果に基づいた組織体制の確立を指導する。

項目名	中央卸売市場のあり方の見直し		
大綱要旨	中央卸売市場を取り巻く情勢の変化などに対応するため、指定管理者制度の活用や民間委託等を検討し、施設の整備および管理の効率化を図る。		
改革内容	品質管理の高度化：低温卸売場等の施設整備を推進するとともに、部分補修により老朽化した施設の延命化を図る。 卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和：市場外販売の弾力化への対応、インターネット取引きの推進などを積極的に行うとともに、手数料の弾力化に適切に対応する。 入場業者の経営健全化のための措置：経営改善計画の立案指導を行うとともに、必要な改善措置を命ずるなどして経営改善を図る。 中央卸売市場のあり方の検討：農林部内の研究会において、卸売市場間のネットワーク化（奥州アライアンス構想）、卸売市場の統合・再編などの研究を推進する。		
実施時期	平成17～22年度		
改革効果	生鮮食料品等の安全・安心で、効率的な流通システムを実現する。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	水産物部における低温卸売場設置のための施設整備と延命化のための施設整備を実施 取引規制緩和に関する情報の収集・提供と、委託手数料の弾力化に対応するための調査研究を実施 財務基準に抵触する仲卸業者に対し改善措置を命ずるとともに、改善計画立案を指導 農林部内の研究会において中央卸売市場のあり方を調査研究し、中間報告を取りまとめる。
	19年度		青果部の品質管理の高度化に対応するため、電源設備等整備をし、併せて延命化のための施設整備を実施 委託手数料の率の設定に関する市場関係者等との協議調整と、取引規制緩和に係る情報の収集・提供を実施 18年度と同じ 部内の研究会において市場のあり方の最終報告書を取りまとめ、市場運営協議会に市場のあり方を諮問
	20年度		品質管理の高度化に対応するため、ターレット車用充電設備等を整備し、併せて延命化のための施設整備を実施 委託手数料の率の設定に関する業務条例の改正手続を行い、併せて取引規制緩和に係る情報の収集・提供を実施 18年度と同じ 市場運営協議会において市場のあり方を協議
	21年度		延命化のため電話設備改修工事等を実施 取引規制緩和に係る情報の収集・提供を実施 18年度と同じ 市場運営協議会から市場のあり方の答申を受けると同時に、国から示される第9次卸売市場整備計画基本方針に基づき市の方針を決定
	22年度		決定された市の方針に基づき対応 経営改善が行われない仲卸業者に対し監督処分等を実施

№ 3 - 3 - 4

項目名	公共交通のあり方の見直し		
大綱要旨	高齢化の進行による「交通弱者」の増加や規制緩和等に対応するため、特に市民生活の移動手段として重要な役割を担っているバスを中心に、本市に適した公共交通体系の具体化について検討・改善し、市民・事業者等との連携・役割分担のもと、市民の移動手段の確保と充実を図る。		
改革内容	・バス路線再編におけるターミナル拠点としての市民サービスセンターの活用策の検討 ・バス事業者とともに策定するバスの運行形態（路線、ダイヤ、料金等）の抜本的な見直しの実施 ・多様な運行形態や運行主体の参画についての検討		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	移動手段の確保におけるバス事業者負担について、各施策を実施した場合と未実施の場合を比較して、平成22年において412,000千円の軽減が見込まれる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	・ターミナル拠点としての市民サービスセンターの活用策の検討 ・バスの運行形態（路線、ダイヤ、料金等）の抜本的な見直しの方針の策定 ・多様な運行形態や運行主体の参画についての検討
	19年度	○ 実施	・バスの運行形態（路線、ダイヤ、料金等）の抜本的な見直しの実施
	20年度		・バスの運行形態（路線、ダイヤ、料金等）の抜本的な見直しの実施
	21年度		・バスの運行形態（路線、ダイヤ、料金等）の抜本的な見直しの実施
	22年度		・バスの運行形態（路線、ダイヤ、料金等）の抜本的な見直しの実施

№ 3 - 3 - 5

項目名	市営住宅整備におけるPFI手法等の導入		
大綱要旨	老朽化が著しく建替えを必要としている市営住宅について、PFI手法等の導入を検討し整備を行う。		
改革内容	平成17年度、「市営住宅建設事業手法検討調査業務」を委託し、PFI等導入可能性の調査を行っている。調査結果を元に、PFI手法等を導入し、民間整備事業者の選定を行い、建替え事業に着手する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	PFI手法等を導入することにより、建設費等の低減が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	PFI手法等導入による市営住宅建替事業者の選定
	19年度		PFI手法等導入による市営住宅の建替え
	20年度		PFI手法等導入による市営住宅の建替え
	21年度	○ 実施	PFI手法等導入による市営住宅の建替え
	22年度		

項目名	公民館のあり方や管理運営方法の見直し		
大綱要旨	公民館の管理運営方法を見直し、生涯学習時代に即した体制を構築する。		
改革内容	公民館のあり方や管理運営方法の見直し 社会教育法との整合性を図り、時代に即した公民館の位置づけやあり方、市民に親しまれる名称の見直し等について検討するとともに、類似施設との機能連携について整理し、指定管理者制度への移行を検討する。 生涯学習推進体制の検討 教育委員会で所管している生涯学習と社会教育の区別について整理し、生涯学習の位置づけを検討する。		
実施時期	平成18～22年度		
改革効果	市民協働を機軸とする指定管理者制度の導入により、特色ある地域づくりの展開が図れるほか、一層の生涯学習社会の進展につながる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	検討 ・ 都市内地域分権推進委員会幹事会および社会教育委員の会議等で検討
	19年度		準備
	20年度		準備
	21年度	○ 実施	
	22年度		

第4章 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化【37項目】

第1節 行政コストの総合的管理と受益と負担の適正化（24項目）

№4 - 1 - 1

項目名	受益と負担の適正化指針確立による使用料、手数料の見直し		
大綱要旨	本市が提供するサービスの利用に係る受益と負担の適正化を図るため、第4次秋田市行政改革大綱に定める受益と負担の適正化指針に基づき、手数料や使用料の見直しを実施する。		
改革内容	使用料や手数料の見直しにおける市内の統一性を確保するため、「受益と負担の適正化指針」に基づくサービスの種類毎の使用料等の算定方法や、市民等への説明手法等を定め、使用料、手数料の見直しを計画的に実施する。		
実施時期	平成18～22年度		
改革効果	次の効果が見込まれる。 (1)市が提供するサービスの必要性の有無や料金見直し等に対する市民理解が得やすくなり、個々のサービスの見直し作業が進めやすくなる。 (2)使用料、手数料の適正化により市の財政負担が軽減される。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	個別サービスにおける見直しの実施
	19年度		個別サービスにおける見直しの実施
	20年度		同 上
	21年度		同 上
	22年度		同 上

№4 - 1 - 2

項目名	職員互助会運営費補助金の見直し		
大綱要旨	職員互助会に対する運営費補助金を削減し、福利給付事業には補助金を充てないよう見直しを図る。		
改革内容	互助会実施事業のうち給付・助成事業に、原則として補助金を充てず職員の掛金のみで行い、互助会の運営についても経費節減に努め、一層の効率化を進める。なお、市補助金削減により職員の福利厚生事業が後退することがないように、市が直接実施する事業の充実を図る。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	改革内容に沿った見直しを行うことにより、掛金と補助金の割合を1:0.5とし、補助金額については平成17年度予算比で5割削減となる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 実施	互助会実施事業のうち給付・助成事業には、原則として補助金を充てず職員の掛金のみで行う。
	19年度		同 上
	20年度		同 上
	21年度		同 上
	22年度		同 上

№ 4 - 1 - 3

項目名	補助金改革		
大綱要旨	補助金のあり方を見直す。		
改革内容	市単独補助金について一般政策経費の削減率を、原則一律適用し、そのあり方を見直す。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	市単独補助金については、一律削減が適用されることにより金額が減少するため、財政健全化に資することができる。また、削減率を適用することにより、補助金の行政目的が見直され行政の役割の範囲が明確になり、一律削減になじまないものについても同様の効果が見込まれる。また、行政目的を果たした補助金の廃止につなげることができるものである。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	市単独補助金について一般政策経費同様の削減率を適用することを予算編成方針で通知し、補助金削減の検討結果について予算査定において聴取し整理する。また、削減できない補助金とそれ以外を分類化する。
	19年度	○ 実施	
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 4

項目名	法定外公共物使用料の適正化について		
大綱要旨	法定外公共物（道路、水路）と法定公共物（市道等）との使用料の公平性を確保するため、使用料の見直しの必要性について検討する。		
改革内容	法定外公共物の使用料の改正		
実施時期	平成19年度		
改革効果	受益と負担の適正化		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	法定外公共物の使用料の見直しが可能か検討し、受益と負担の適正化の観点からみて、見直しの必要性を判断する。
	19年度	○ 実施	
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 5

項目名	飲料水対策事業の見直し		
大綱要旨	飲料水対策について、給水区域内地域の上水道加入促進し、補助金を廃止する。		
改革内容	給水区域内となっている地域について、今後、水質検査料に対する補助を廃止する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	経費の削減が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 実施	補助金廃止
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 6

項目名	斎場使用料の見直し		
大綱要旨	斎場の使用料について、受益と負担の適正化に向け、有料化を検討する。		
改革内容	市民の使用も有料とする。		
実施時期	平成23年度		
改革効果	受益と負担の適正化が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	平成23年度までに、有料化について検討する。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 7

項目名	社会福祉施設振興費補助金の見直し		
大綱要旨	社会福祉法人が社会福祉施設を整備するにあたり、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた整備資金に係る償還元金に対する助成制度を見直しする。		
改革内容	平成18年度以降は、償還期間×2/3の年度までに限り補助を継続するが、補助額は1,000千円を超える部分とする。償還期間×2/3経過後の年度からは補助を全廃する。 補助を現行どおり継続した場合は、平成32年度まで補助が行われ、18年度以降の所要額は286,803千円である。一方、制度を見直すことで、補助は平成25年度限りとなり、所要額も91,877千円となる。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	制度見直しにより補助の期間が短縮されるほか、年度あたりの所要額が軽減され大幅な経費削減となる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	制度見直し
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 8

項目名	高齢者福祉施設整備資金借入利子補助の見直し		
大綱要旨	社会福祉法人が高齢者福祉施設を整備するにあたり、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた整備資金に係る、利子の支払いに要する経費に対し助成する制度を見直しする。		
改革内容	平成18年度以降は、償還期間×2/3の年度までに限り補助を継続するが、補助金は1,000千円を超える部分とする。償還期間×2/3経過後の年度からは補助を全廃する。 補助を現行どおり継続した場合は、平成35年度まで補助が行われ、18年度以降の所要額は60,570千円である。一方、制度を見直すことで、補助は平成23年度限りとなり、所要額も5,990千円となる。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	制度見直しにより補助の期間が短縮されるほか、年度あたりの所要額が軽減され大幅な経費削減となる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	制度見直し
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

項目名	衛生関係手数料の適正化		
大綱要旨	法律に基づく申請等の手数料について、同様の業務を行っている県との調整を図りながら「受益と負担の適正化指針」に基づき、必要な見直しを行う。		
改革内容	コストの算定および他都市との比較を行い、必要な見直しを行う。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	より適正な費用負担で、効率的な事務の執行が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	・ 秋田県との調整および他都市との比較 ・ 適正化実施基準に基づくコスト算定 ・ 手数料の見直し
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

項目名	健康診査および各種検診の自己負担金の適正化		
大綱要旨	受益と負担の適正化指針および老人保健事業における国の費用徴収基準に準じ、健康診査および各種検診の自己負担金の適正化を図るため、18年度以降も、健康診査および各種検診の自己負担金が委託単価の約3割となるよう、引き続き受診者数や予算枠を見ながら段階的に実施していく。 また、年齢によって無料となる検診について、対象者の見直しを検討する。		
改革内容	18年度以降も、健康診査および各種検診の自己負担金が委託単価の約3割となるよう、引き続き受診者数や予算枠を見ながら段階的に実施していく。 また、年齢によって無料となる検診について、対象者の見直しを検討する。		
実施時期	平成18年度～（平成15年度から段階的に進めてきている）		
改革効果	市民が応分の負担をすることにより、健康診査および各種検診に関心を持って受診することになり、健康に対する意識の高揚が図られる。また、受益と負担の適正化が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 実施	・ 基本健康診査の自己負担金を引き上げる。 H17：2,000円 → H18：2,200円 ・ 子宮がん検診の自己負担金を引き上げる。 H17：1,400円 → H18：1,600円 ・ また、年齢によって無料となる検診について、対象者の見直しを検討する。
	19年度		・ 基本健康診査、子宮がん検診および胃がん検診の自己負担金の引き上げを検討・実施していく。 ・ また、年齢によって無料となる検診について、対象者の見直しを検討する。 ・ なお、65歳以上の基本健康診査については、20年度から、地域支援事業（特別会計）に移行する予定であることから、適正に対応していく。
	20年度		・ 基本健康診査、子宮がん検診および胃がん検診の自己負担金の引き上げを検討・実施していく。 ・ また、年齢によって無料となる検診について、対象者の見直しを検討する。
	21年度		・ 基本健康診査、子宮がん検診および胃がん検診の自己負担金の引き上げを検討・実施していく。 ・ また、年齢によって無料となる検診について、対象者の見直しを検討する。
	22年度		・ 基本健康診査、子宮がん検診および胃がん検診の自己負担金の引き上げを検討・実施していく。 ・ また、年齢によって無料となる検診について、対象者の見直しを検討する。

№ 4 - 1 - 11

項目名	観光施設利用料金・使用料の適正化について		
大綱要旨	公の観光施設の利用料金・使用料を、設置目的にあわせた料金設定にするため見直す。		
改革内容	温泉施設の利用料金については、コスト算定の対象範囲や算定方法、施設の性格に応じた市費と受益者の負担割合を明確にしたうえで、その適正について検証していく。また、類似する市内外の温泉施設の現状や動向も勘案しながら、使用料改定の要否を総合的に判断していく。		
実施時期	平成19年度～		
改革効果	市民の公平な受益者負担を図り、市民サービスを向上させる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	・ 現在の施設使用料の適正を検証し、改定の要否を判断する。 ・ 使用料改定が必要と判断した場合には、各施設の指定管理期間の更新と併せて、条例改正など必要な手続きを行う。
	19年度	○ 実施	同上
	20年度		同上
	21年度		同上
	22年度		同上

№ 4 - 1 - 12

項目名	勤労者福祉施設の利用料金の適正化		
大綱要旨	勤労者福祉施設の利用料金を見直す。		
改革内容	具体的には、次の3つの観点から利用料金を見直す。 1 現行の利用料金の設定経緯の調査 2 市内類似施設や他市類似施設の料金設定の調査 3 施設維持管理経費等との比較（収支バランス） なお、勤労者福祉施設は、平成18年度から指定管理者制度及び利用料金制により運営されることから（秋田テルサについては既に当該制度を導入済み）、実際の利用料金については、設置条例に規定する利用料金の範囲内で指定管理者が設定することになる。 従って、市が指定管理者の設定した利用料金を承認する際には、適正な料金設定であるかどうか、施設利用者が負担すべきコストが利用料金に適切に反映されているかどうかなどについて、市と指定管理者が事前に十分協議していくものとする。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	市民間の公平な負担による、市民サービス全体の向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	・ 現在の施設使用料の適正を検証し、改定の要否を判断する。 ・ 使用料改定が必要と判断した場合には、本施設の指定管理期間の更新（H19.4.1～）と併せて、条例改正など必要な手続きを行う。
	19年度	○ 実施	・ 見直しした結果の反映。
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 4 - 1 - 13

項目名	高年齢者就業機会確保事業費補助金の見直し		
大綱要旨	シルバー人材センターに対する高年齢者就業機会確保事業費補助金を見直す。		
改革内容	運営費補助は、原則としてシーリングをベースに漸減していくものとするが、高年齢者が生きがいを見いだすことのできる事業で、かつ、必要と認められる事業に対しては補助する。 また、センターの立案した事業が、市としても必要と認める事業である場合は、国庫補助対象外であっても一般財源で補助する。 つまり、運営費補助から事業費補助への転換を図るものであり、事業の必要性によっては現行より補助額が増となる場合もあり得る。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	高齢者の生きがいの場をより多く様々な形態で提供することにより、市民サービスを向上させる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度	○ 着手 ○ 実施	シーリング相当分の運営費補助金を漸減していく。
	20年度		同上
	21年度		同上
	22年度		同上

No 4 - 1 - 14

項目名	秋田市勤労者福祉サービスセンター補助金の見直し		
大綱要旨	秋田市勤労者福祉サービスセンターに対する中小企業福祉事業費補助金を見直す。		
改革内容	中小企業勤労者の福利厚生の実施は市の勤労者福祉施策として必要であることから補助金の交付は継続していくが、先行きが不透明であるため、国の動向を見守りながら検証していくものとする。 なお、ワークパルは財団法人秋田市勤労者福祉振興協会の一部門であるが、現在、当該財団法人においては、経営の効率化及び合理化を図るため、義務経費の削減やワークパル事業を含めた各事業の見直しなどを主眼とした中期経営合理化計画を実施中であり、一定の効果を上げているところである(平成16年度～平成20年度の5年間の年次計画)。 従って、補助金の漸減にあたっては、当該中期計画と整合性を持たせながら、ワークパルが十分に事業運営できるよう配慮していく。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	市民間の公平な負担による、市民サービスの向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度	○ 着手 ○ 実施	シーリング相当分の運営費補助金を漸減していく。ただし、国の動向が不透明であるため、ワークパルが十分に事業運営可能な範囲で隔年により減額していくものである。
	20年度		
	21年度		中期経営合理化計画の結果に基づき実施内容決定
	22年度		

№ 4 - 1 - 15

項目名	秋田港振興センター施設使用料の適正化		
大綱要旨	秋田港振興センター施設使用料の見直しを行う。		
改革内容	施設使用料の見直しにあたっては、コスト算定の対象範囲や算定方法、施設の性格に応じた市費と受益者の負担割合を明確にしたうえで、その適正について検証していく。また、類似する市内外施設の現状や動向も勘案しながら、使用料改定の要否を総合的に判断していく。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	市民間の公平な負担による、市民サービス全体の向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	・ 現在の施設使用料の適正を検証し、改定の要否を判断する。 ・ 使用料改定が必要と判断した場合には、本施設の指定管理期間の更新(H19.4.1～)と併せて、条例改正など必要な手続きを行う。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 16

項目名	秋田ポートタワーセリオンの運営の見直し		
大綱要旨	平成18年度中に買収予定の秋田ポートタワーセリオンについて、秋田港のにぎわいづくりに資するため、市施設として効果的・効率的な運営を目指す。		
改革内容	セリオンを財政調整基金積立等の範囲で買収することで、これまでの建設費長期借入金償還費相当額等の財政支援負担は解消するが、施設保有に伴って負うこととなる公設化後の運営の効率化については、指定管理者制度の導入と併せて検討していく。 また、公設化後のセリオンの運営や利活用においては、これまでの形態を踏襲するだけではなく、さらなるにぎわいを生み出すことに主眼をおいた効果的な機能の導入や利用料金について、市民等の意見を取り入れながら検討していく。		
実施時期	平成19年度～		
改革効果	市民間の公平な負担による、市民サービス全体の向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	・ 市施設として運営を開始する19年度の施設維持管理経費を、指定管理者制度導入の手法と併せて精査する。 ・ これまでの運営形態を見直し、さらなるにぎわいづくりに資する新たな機能の導入や利用料金設定について検討する。
	19年度	○ 実施	・ 18年度中の検討を踏まえ、市施設として施設運営を開始する。 ・ さらなるにぎわいづくりに資する運営形態について引き続き検討する。
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 4 - 1 - 17

項目名	大森山動物園入園料の適正化について		
大綱要旨	大森山動物園入園料の適正化について検討する。		
改革内容	検討にあたって、「大森山動物園条例」設置理念に照らし、コストの対象範囲や教育的配慮のもと市費の負担割合を考慮しながら、改定については、全庁的な使用料の見直しとともに入園者環境の整備と合わせ総合的に判断していく。		
実施時期	平成21年度		
改革効果	市費の負担割合を考慮しながら、入園者環境整備と合わせ、入園料の適正化を図り、市民サービス全体を向上させる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	他市公立動物園の入園料、コスト対象範囲、市費の負担割合を調査、検討する。 (管理事務所・研修ホール建設予定)
	19年度		全庁的な使用料の見直しと合わせて検討する。 (動物健康管理センター建設予定)
	20年度		入園料の適正を検証し、改定の要否を判断をする。 入園料改定が必要と判断した場合には、条例改正など手続きを行う。 (正面ゲート大屋根整備予定)
	21年度	○ 実施	入園料改正が必要だった場合の条例施行
	22年度		

No 4 - 1 - 18

項目名	農林水産施設利用料金・使用料の適正化について		
大綱要旨	農林水産施設の利用料金・使用料の適正化について検討する。		
改革内容	市民農園や休憩・体育機能施設の利用料金については、秋田地域等の施設の利用料金との比較や、施設維持管理経費等から、適正な利用料金を算定する。		
実施時期	平成18～21年度		
改革効果	市民の公平な受益者負担を図り、市民サービスを向上させる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	施設の現状や利用状況を把握し、施設使用料の見直しを検討する。
	19年度	○ 実施	使用料改正
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 4 - 1 - 19

項目名	公共事業のトータルコスト縮減		
大綱要旨	従来のイニシャルコスト(初期投資)縮減対策に加えて、維持管理費の縮減にも取り組み、公共事業のトータルコスト縮減に資する。		
改革内容	平成17年度に策定した「公共事業のトータルコスト縮減指針」に基づき、設計協議を進める。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	公共事業のトータルコストが縮減される。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 実施	「公共事業のトータルコスト縮減指針」に基づき、設計協議を進める。
	19年度		同上
	20年度		同上
	21年度		同上
	22年度		同上

№ 4 - 1 - 20

項目名	公園施設の施設使用料の適正化について		
大綱要旨	公園施設の施設使用料を設置目的に合わせ見直しする。		
改革内容	施設利用における公平性の原則に照らし、全庁的な使用料・手数料等の見直しに合わせ、適正な料金設定を図る。		
実施時期	平成19年度		
改革効果	市民間の負担の公平を図り、市民サービス全体を向上させる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	施設の現状や利用状況について把握し、施設使用料を検討する。全庁的な使用料・手数料等の見直しに合わせ、適正な料金設定を図っていく。
	19年度	○ 実施	
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 21

項目名	秋田市民交流プラザ使用料の適正化		
大綱要旨	秋田市民交流プラザ有料施設について、受益と負担の適正化の考え方に基づき、施設使用料を定める。		
改革内容	施設利用者が負担すべきコストが、使用料に適切に反映されているかを検証する。		
実施時期	平成20年度		
改革効果	市民間の公平な負担による、市民サービス全体の向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度	○ 着手	コスト計算のほか、有料施設の各施設の稼働率をみながら、個別に使用料の見直しを検討する。
	20年度	○ 実施	
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 22

項目名	スポーツ施設の施設使用料の適正化について		
大綱要旨	スポーツ施設の設置目的に応じた施設使用料の見直しを図る。		
改革内容	スポーツ施設使用料について、適正な使用料の見直しを図る。		
実施時期	平成18～19年度		
改革効果	スポーツ施設使用料の適正化することにより、利用者における受益者負担の公平性の確保を図る。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	受益者負担割合を考慮した体育館使用料の検討
	19年度	○ 実施	体育館使用料改正
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 4 - 1 - 23

項目名	文化施設の観覧料および使用料の適正化について		
大綱要旨	文化施設の設置目的に応じた観覧料および使用料の見直しを図る。		
改革内容	コストおよび受益と負担の見地から見直しをする。		
実施時期	平成19年度		
改革効果	文化施設観覧料および使用料の適正化により、利用者における受益者負担の公平性の確保を図る。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	観覧料および使用料の検討
	19年度	○ 実施	観覧料および使用料改正
	20年度		
	21年度		
	22年度		

項目名	公民館・児童館等の使用料の適正化について		
大綱要旨	公民館・児童館等の設置目的に応じた施設使用料の見直しを図る。		
改革内容	公民館・児童館等の使用料について、適正な使用料の見直しを図る。		
実施時期	平成18～19年度		
改革効果	公民館・児童館等の使用料を適正化することにより、受益者負担の公平性の確保を図る。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	使用料の検討
	19年度	○ 実施	検討結果に基づき実施
	20年度		
	21年度		
	22年度		

第2節 自主性・自立性の高い財政運営の確保（10項目）

[財政健全化目標]

以下の財政健全化目標を設定し、財政の健全化に努める。

- 経常収支比率 = 85 %以下
- 実質公債費比率 = 18 %以下
- 地方債依存度 = 15 %以下

№4 - 2 - 1

項目名	市ホームページへの民間広告の掲載		
大綱要旨	市ホームページへの民間広告の掲載について検討し、新たな財源とする。		
改革内容	市ホームページへの民間広告の掲載について検討し、新たな財源とする。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	新たな財源の創設		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	各種課題の全庁的検討
	19年度	○ 実施	実施
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№4 - 2 - 2

項目名	企業会計・特別会計のあり方と一般会計からの繰出の見直し		
大綱要旨	企業会計・特別会計への一般会計からの繰り出しについて見直しを検討する。		
改革内容	秋田市全体の財政状況を鑑み、一般会計の中期見通しに沿った繰り出しとなるよう調整を図るとともに、これまでの一般会計の負担のルールを見直す必要がある。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	財政の健全化		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	これまでの一般会計の負担のルールを見直す。
	19年度	○ 実施	見直したルールに基づき予算編成を行う。
	20年度		新たなルールに見直す点があれば修正を加える。
	21年度		新たなルールに見直す点があれば修正を加える。
	22年度		新たなルールに見直す点があれば修正を加える。

№ 4 - 2 - 3

項目名	新規財源についての調査研究の実施		
大綱要旨	新規財源について調査研究を行い、導入の可能性について検討を行う。		
改革内容	新規財源について調査研究を行い、導入の可能性について検討を行う。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	新たな財源が確保される。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	新規財源について調査研究を行うとともに、導入の可能性について検討を行う。また、事業部局に積極的に提案を行い、予算編成過程を通じて新規財源の導入を強力に指導していく。
	19年度		新規財源について調査研究を行うとともに、導入の可能性について検討を行う。また、事業部局に積極的に提案を行い、予算編成過程を通じて新規財源の導入を強力に指導していく。
	20年度		新規財源について調査研究を行うとともに、導入の可能性について検討を行う。また、事業部局に積極的に提案を行い、予算編成過程を通じて新規財源の導入を強力に指導していく。
	21年度		新規財源について調査研究を行うとともに、導入の可能性について検討を行う。また、事業部局に積極的に提案を行い、予算編成過程を通じて新規財源の導入を強力に指導していく。
	22年度		新規財源について調査研究を行うとともに、導入の可能性について検討を行う。また、事業部局に積極的に提案を行い、予算編成過程を通じて新規財源の導入を強力に指導していく。

№ 4 - 2 - 4

項目名	バランスシート、行政コスト計算書等の作成公表		
大綱要旨	バランスシート、行政コスト計算書等を作成、公表し、市民が秋田市の財政状況について総合的に把握、理解できる情報が提供されることにより、チェック機能を果たすようになることを目指す。		
改革内容	行政コスト計算書を作成し公表する。連結バランスシートの作成、公表については国の動向と歩調を合わせつつ検討する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	市民が秋田市の財政状況について総合的に把握、理解できるとともに、チェック機能を果たせるようになる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	バランスシートを作成し、公表するとともに、行政コスト計算書の作成・公表の準備を行う。また、総務省主導による「財政比較分析表」の作成・公表をする。
	19年度	○ 実施	バランスシートと併せ、行政コスト計算書を作成し、公表する。
	20年度		バランスシートと併せ、行政コスト計算書を作成し、公表する。
	21年度		バランスシートと併せ、行政コスト計算書を作成し、公表する。
	22年度		バランスシートと併せ、行政コスト計算書を作成し、公表する。

№ 4 - 2 - 5

項目名	税収の確保		
大綱要旨	本市の市税徴収率は徴収率全体では低下傾向にある。この状況の中、合理的で効果的な徴収強化に取り組む。		
改革内容	迅速かつきめ細やかな納税指導を実施し新たな滞納者が発生することを防ぐ。徴収体制を見直し、動産、不動産等の公売等の滞納処分を強力に進める体制を整備して滞納繰越額の縮減を図る。また、納税思想の啓蒙と普及に努める。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	滞納繰越額の縮減と徴収率の向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	徴収体制の見直し、滞納処分の強化、納税思想の普及
	19年度	○ 実施	同上
	20年度		同上
	21年度		同上
	22年度		同上

№ 4 - 2 - 6

項目名	国民健康保険税の収納率向上		
大綱要旨	国民健康保険税の収入を確保するため、徴収体制等の見直しにより、収納率の向上や滞納額の縮減に努め、自主財源の確保を図る。		
改革内容	国民健康保険普及員を含めた徴収体制の見直し、および滞納整理システム等の導入などによる業務の効率化により収納率向上と滞納額の縮減を図る。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	国保税の収納率の向上と滞納額の縮減が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	・ 徴収体制等の見直し検討・実施 ・ 滞納整理システム等の予算要求
	19年度		・ 滞納整理システムセットアップ
	20年度		・ 滞納整理システム稼働
	21年度		・ システム使用料、維持管理費
	22年度		・ システム使用料、維持管理費

№ 4 - 2 - 7

項目名	公用車の運転業務		
大綱要旨	公用車の運転者を見直すことにより、行政コストの削減を図る。		
改革内容	運転手を配置転換し、運転を担当課の職員が行う。ただし、公用車は道路パトロール等に常時使用するため、公用車の配置はそのままとしておく必要がある。		
実施時期	18年度		
改革効果	人員削減（3名）による人件費の減少		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 実施	運転手3名の配置転換（削減）を行う。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 4 - 2 - 8

項目名	簡素で効率的な国体の開催準備、運営	
大綱要旨	大会に参加する各選手が、日頃の練習成果を遺憾なく発揮できるような良好な競技環境を提供することに配慮しながら、可能な限り簡素で効率的な大会の準備、運営をめざす。	
改革内容	・新たな施設整備を行わずに既存の施設で各競技会を開催することとし、施設面の不十分な点は仮設物やレンタル物品等で対応する。 ・これまでの開催地では全競技で開催していたリハーサル大会を、各競技団体と十分協議をし、競技によっては実施しないなど、経費の削減に努めていく。 ・開会式以外に各競技別に実施していた開始式は、原則として実施しないほか、表彰式を簡素なものとする。 ・広報啓発活動の経費節減に努める。	
実施時期	平成18～19年度	
改革効果	簡素で効率的な国体の開催準備、運営が実現できる。	
実施計画	年 度	着手・実施 詳細内容
	18年度	○実施 国体開催準備、競技別リハーサル大会実施
	19年度	○実施 本大会開催
	20年度	
	21年度	
	22年度	

No 4 - 2 - 9

項目名	スポーツ施設への常設広告の募集	
大綱要旨	スポーツ施設への常設広告を募集し、歳入の確保を図る。	
改革内容	厳しい財政状況のなか、施設管理経費の財源確保を図る。	
実施時期	平成18～19年度	
改革効果	新たに財源を確保し、スポーツ施設の管理運営の充実を図る。	
実施計画	年 度	着手・実施 詳細内容
	18年度	○着手 検討 ・広告掲示可能施設の選定
	19年度	○実施 実施 ・要綱等作成、広告募集
	20年度	
	21年度	
	22年度	

No 4 - 2 - 10

項目名	文化施設等における新たな財源確保について	
大綱要旨	文化施設等において、収蔵資料等の撮影やフィルム貸出等の有料化、印刷物への有料広告の掲載および各種助成金・協賛金等の財源化を検討する。	
改革内容	文化施設等においても、収蔵資料の撮影やフィルム貸出し等の有料化、展覧会の各種印刷物への有料広告掲載の実施および各種助成金・協賛金等の財源化を検討する。	
実施時期	平成19年度～	
改革効果	新たな財源の確保により、展覧会等事業の充実を図る。	
実施計画	年 度	着手・実施 詳細内容
	18年度	○着手 調査、検討
	19年度	○実施 実施
	20年度	
	21年度	
	22年度	

第3節 市有財産の有効活用（3項目）

№4 - 3 - 1

項目名	市有財産の総合的な活用体制の整備		
大綱要旨	市全体的な視点から市有財産の適正かつ効率的な運用と高度な活用を図るため、市有財産データの一括管理や総合調整機能の強化など、総合的な活用体制について検討する。		
改革内容	未利用地のデータ管理システムを構築し、総合的な活用体制の整備を図る。		
実施時期	平成22年度		
改革効果	市有地の効率的な活用が期待できる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	各所管部局において現況の活用実態を調査し、より詳細な状況把握に努める。（現状分析と課題収集）
	19年度		各中核市の未利用地の管理について、情報収集し検証する。
	20年度		土地の適正管理について基本的な方針を作成し、それに基づき、所管部局ごとに今後の有効活用の可能性について検討を行い、未利用地を確定する。
	21年度		土地の適正管理について基本的な方針を作成し、それに基づき、所管部局ごとに今後の有効活用の可能性について検討を行い、未利用地を確定する。
	22年度	○ 実施	未利用地リストを作成し、市有財産の効率的な運用に資するようデータ管理システムを構築する。

№4 - 3 - 2

項目名	雄和糠塚地区市有財産の有効活用について		
大綱要旨	雄和糠塚地区の民間資本活用区域について、エリアのゾーニングの見直しや活用方法の再検討をする。		
改革内容	民間資本活用区域のゾーニングを見直し、社会・経済情勢の変化に応じ、実態にあったより有効な活用方法を探る。		
実施時期	平成20年度～		
改革効果	市民ニーズにあった土地の活用により、市有財産の有効利用が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	平成17年度中から、活用方法の検討を行っていることから、継続して各エリアの活用方法を検討する。
	19年度		同上
	20年度	○ 実施	H18～H19年度の検討をふまえ、より有効な活用策を実施する。
	21年度		
	22年度		

№4 - 3 - 3

項目名	利用見込みのない市有財産（農林水産施設）の処分推進		
大綱要旨	雄和山水荘について、市民の利用見込みが少ないことから、処分を検討する。		
改革内容	利用実態にあった活用方法を図る。		
実施時期	平成18～21年度		
改革効果	市民利用の見込みが少ない市有財産の処分を行うことにより、市有財産の有効活用が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	雄和山水荘の処分を検討する。
	19年度		同上
	20年度		
	21年度		
	22年度		

第5章 事務の電子化と効率化による市民サービス向上（電子自治体の推進）【14項目】

第1節 行政サービスの電子化による電子自治体の実現（14項目）

№5 - 1 - 1

項目名	総合文書管理システムの構築		
大綱要旨	総合文書管理システムを導入し、文書管理事務の効率化を図る。		
改革内容	文書の起案、決裁、供覧、廃棄および情報公開までの文書事務の一連の流れを電子により管理する総合的な文書管理システムを構築する。 このシステムは、電子決裁機能や電子的形態での原本保存機能を有し、総合行政ネットワーク（LGWAN）や庁内外の各種システムと連携することにより、電子自治体の中核システムとして機能することになる。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	・文書が電子化することにより、文書事務の簡素化と効率化および書庫スペースの低減が図られる。 ・総合行政ネットワーク（LGWAN）との接続により国や他の地方自治体との間で、電子署名による公文書の交換が可能となる。 ・データベース化した電子文書を情報公開することが可能となるため、市民にとって検索が容易になり、利便性が向上する。 ・将来的に電子申請・届出や電子入札等のシステムと連動することにより、行政事務全体の効率化、高度化および正確性の確保が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	・電子自治体化推進体制の検討
	19年度		・電子自治体化推進体制の発足 ・アクションプランの策定
	20年度		・総合文書管理システムの仕様の検討
	21年度		・総合文書管理システムの詳細設計、業者選定 ・公文書に関する規定等の整備
	22年度	○実施	・総合文書管理システム運用開始

№5 - 1 - 2

項目名	電子自治体化の推進方策の見直し		
大綱要旨	電子自治体を推進するため、より強固で効率的な体制を構築する。		
改革内容	CIO(チーフ・インフォメーション・オフィサー：最高情報責任者)、CIO補佐の任命や全庁的な電子自治体化の推進組織の構築等を検討し、電子自治体化の推進方策の見直しを図る。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	電子自治体の推進体制が強固なものとなり、より効果的な市政運営を図ることができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	電子自治体化の推進体制の検討
	19年度	○実施	電子自治体化の推進体制の発足、アクションプランの策定
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 5 - 1 - 3

項目名	システムの適正調達能力の向上		
大綱要旨	電子自治体を推進する上で、コストの適正化を図るため、各種導入システムの適正調達能力の向上を図る。		
改革内容	CIO(チーフ・インフォメーション・オフィサー：最高情報責任者)、CIO補佐の任命や全庁的な電子自治体化の推進組織の構築等の中で、調達に関しても検討する必要がある。具体的には、総合評価方式の導入、複数年契約の導入(複数年にわたるコストでシステムを比較する)、SLA(サービス・レベル・アグリーメント)の導入、情報担当課が担当課に対して助言するガイドブック方式等の導入を検討する。		
実施時期	平成19年度～		
改革効果	各種導入システムの適正調達能力の向上により、電子自治体を推進する上で、コストの適正化が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度	○ 着手	全庁的な電子自治体推進組織の中で、システムの適正調達能力の向上について検討を図る。
	20年度	○ 実施	19年度の検討に基づきシステムの調達を行う。
	21年度		
	22年度		

№ 5 - 1 - 4

項目名	共同アウトソーシングの検討		
大綱要旨	ICT(情報通信技術)システムを導入する場合に、共同アウトソーシングの検討を行う。		
改革内容	ICTシステムを導入する際には、コストの低減や運用・保守人員の削減の観点から、共同アウトソーシングの活用について検討を行う。		
実施時期	平成19年度～		
改革効果	導入コストの低減や運用・保守人員の削減の可能性がある。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度	○ 着手 ○ 実施	電子自治体化推進体制の中で、共同アウトソーシングについて検討を行う。
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 5 - 1 - 5

項目名	システム開発・導入にあたっての他自治体との連携の検討		
大綱要旨	ICT(情報通信技術)システム開発・導入にあたって、システムの導入、保守、運用に係る経費と人員削減の観点から、連携を検討する。		
改革内容	ICTシステム開発・導入にあたって、システムの導入、保守、運用に係る経費と人員を削減可能という観点から、他自治体との連携を検討する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	連携によるスケールメリットにより、システムの導入、保守、運用に係る経費と人員を削減することができる可能性がある。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	連携の検討(事案があれば)
	19年度		同上
	20年度		同上
	21年度		同上
	22年度		同上

№ 5 - 1 - 6

項目名	情報セキュリティ体制の見直し		
大綱要旨	電子自治体の推進を図る上で、市民が安心して利用できるしっかりとした庁内情報セキュリティ体制が要求されることから、必要な見直しを行い、適用していく。		
改革内容	情報セキュリティ体制を見直し、新たなセキュリティポリシーを策定し、より緻密で強固な情報セキュリティ体制の構築を目指す。		
実施時期	平成19年度～		
改革効果	情報漏洩等の情報セキュリティ防止に係る問題の抑制と、市民から信頼される市政の構築が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度		
	19年度	○ 着手 ○ 実施	新たな情報セキュリティポリシーの策定と運用
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 5 - 1 - 7

項目名	統合型GIS(地理情報システム)の整備		
大綱要旨	統合型GIS(地理情報システム)を整備し、地理情報を扱う行政運営を効率化するとともに、各種地理情報をインターネット等で公開することで、市民の利便性向上を図る。		
改革内容	統合型GIS(地理情報システム)の整備により、地理情報を扱う市政運営の効率化と市民の利便性向上を図る。		
実施時期	平成21年度～		
改革効果	市政運営の効率化と市民の利便性向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	固定資産税地理情報構築(H17年度より)
	19年度		同上
	20年度		同上
	21年度	○ 実施	統合WebGIS構築、その他システム構築
	22年度		

№ 5 - 1 - 8

項目名	公共施設案内・予約システムの充実		
大綱要旨	老朽化した公共施設案内・予約システムを更新し、合併により加わった河辺・雄和地域の施設に関するサービスも可能な利便性の高いシステムをASP方式（システムを保有せず、サービスのみ提供を受ける方式）により低価格で運用する。		
改革内容	インターネットや携帯電話により適合し、24時間アクセスでき、河辺・雄和地域の施設に対するサービスも可能な新たな公共施設案内・予約システムをASP方式で運用する。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	市民の利便性が向上するのみならず、コスト的にもASP方式を活用することで有利である。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	ASP方式の新案内・予約システムへ更新を行う。
	19年度		ASP方式の新案内・予約システムの運用を行う。
	20年度		同上
	21年度		同上
	22年度		同上

No 5 - 1 - 9

項目名	市税の申告手続等の電子化		
大綱要旨	電子自治体の推進という観点から、国税や地方税法の改正の状況を踏まえつつ、インターネットを利用した新たな申告システムの構築について検討し、市税の申告手続の電子化を推進する。		
改革内容	インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行うシステムである「地方税ポータルシステム」に参加し、納税者が秋田市にインターネットによる申請・申告を行える環境を整備することで納税者の負担を軽減させ、利便性を向上させる。		
実施時期	平成19年度～ 平成18年度は、地方税電子化協議会に参加し、法人・償却・個人市民税が一体となって利用可能となる時期の導入に向け、調査を行う。 平成19年度以降利用可能（予定）となる、給与および年金支払報告書のデータ受け付け可能時に電子申告システムを導入する。また、電子証明についても検討を行う。		
改革効果	納税者がインターネットによる地方税の申請・申告を行える環境を整備することで納税者の負担の軽減が図られ、利便性が向上する。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	地方税電子化協議会に参加
	19年度	○実施	電子申告システム導入
	20年度		地方税電子化協議会参加 電子申告システム保守管理
	21年度		同上
	22年度		同上

No 5 - 1 - 10

項目名	固定資産税業務における統合型GIS（地理情報システム）の活用		
大綱要旨	地理情報の効率化及び市民サービスの向上を図るため、統合型GIS（地理情報システム）を構築し、地理情報による共用空間データの統一した管理・運用を行う。		
改革内容	固定資産税地理情報システムで整備する地図データと各部署ごとに利用可能な地理情報を「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、庁内横断的に活用できる統合型GIS（地理情報システム）の早期導入を情報政策課と共に目指す。 また、導入までの間、固定資産税地理情報システムにより作成された各種地図データを税法及び個人情報に留意しながら、情報政策課へ共有データを提供し、重複投資の防止や共通利用について関係部署と連携をとり、全庁的に効率的な地図データの運用を行う。		
実施時期	平成21年度		
改革効果	地理情報業務の効率化とインターネットでの公開による市民の利便性向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○着手	平成17年度固定資産税地理情報システム着手。平成17年度共用空間データである航空写真撮影によるデジタルオルソ画像・基礎地形図作成着手（1回目）平成18年度デジタルオルソ画像・基礎地形図完成。（1回目情報政策課へ提供）公図デジタルデータ作成着手。地番現況図作成着手。
	19年度		共用空間データである航空写真撮影によるデジタルオルソ画像・基礎地形図作成着手（2回目）、家屋特定調査の着手。公図デジタルデータ完成。家屋形状図完成。
	20年度		デジタルオルソ画像・基礎地形図完成（2回目情報政策課へ提供）地番・家屋現況図の作成・一部完成。
	21年度	○実施	固定資産税地理情報システム完成。各データ検証・更新作業後、成果品である各データファイルを統合型GIS使用のデータファイル形式に変換し情報政策課へ提供。
	22年度		

№ 5 - 1 - 11

項目名	コンビニでの市税収納		
大綱要旨	市民の利便性向上のため時間制限のないコンビニからの納付を検討する。		
改革内容	コンビニ納付導入に際し、収納支援システムとホストコンピューターのソフトおよびハード面での対応、また、コンビニエンスストア、収納代理業者の選定、市税条例又は財務規則の改正、対象税目の決定、取扱手数料の交渉（銀行も含む）などを検討する。		
実施時期	平成19年度～		
改革効果	市民の利便性向上：収納率の向上		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	収納支援システムおよびホストコンピューターでの対応について研究
	19年度		取扱手数料等について研究
	20年度		市税条例、財務規則等、法令について研究
	21年度		対象税目について研究
	22年度		収納代理業者、コンビニエンスストアの選定について研究

№ 5 - 1 - 12

項目名	戸籍事務等の電算化		
大綱要旨	市民サービスの向上を図るため、戸籍簿等の電算化を行う。		
改革内容	本庁、両支所及び河辺・雄和市民センターにおいて和紙原本等で保管している戸籍簿等をすべてデータベース化し、コンピュータにより管理・運用する。		
実施時期	平成20年度		
改革効果	業務の効率化と待ち時間の短縮が図られる。 戸籍事務の正確性が確保され、戸籍簿等を適正に管理することができる。 戸籍の附票と住民票との整合性が自動的に図られる。市民サービスセンターの行政サービス機能が充実し、住民の利便性が向上する。 （仮称）市民サービスセンターにおいても効果が期待できる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	・プロジェクトチームの立ち上げ ・戸籍訂正等の実施 ・仕様書（案）の作成
	19年度		・業者選定 ・セットアップ開始
	20年度	○ 実施	・機器リース ・システム稼働
	21年度		・機器リース・保守
	22年度		・機器リース・保守

№ 5 - 1 - 13

項目名	介護認定審査会事務処理システムの活用		
大綱要旨	訪問調査結果や主治医意見書等をシステムにデ - タとして一体的に管理することで、介護認定審査会事務の効率化と審査会資料の作成ミスを未然に防ぐことを図るとともに、情報提供等を迅速化することで市民（介護サ - ビス利用者等）の利便性向上を図る。		
改革内容	審査会資料（訪問調査結果や主治医意見書等）をシステムにデ - タとして一体的に管理することで、審査会資料をシステムから一体的に作成が可能となり、資料作成の時間短縮と作成ミスを未然に防ぐ等の介護認定審査会事務の効率化・適正化を図る。 また、情報提供の迅速化を図り、平成19年度から介護予防マネジメントを行う地域包括支援センタ - に対しても迅速・適切な情報提供を図る。		
実施時期	平成19年度		
改革効果	システムから容易に資料作成ができ、時間の短縮と資料の作成ミスの防止となる。 プリンタ - から一括印刷することで、コピ - 代の削減になる。 デ - タ管理することで、各種デ - タの比較が容易にできることとなり、審査判定の適正化・公平性が図られる。 情報提供が受付時に迅速に対応可能となり、市民（介護サ - ビス利用者等）の利便性向上が図られる。 地域包括支援センタ - に認定者の状態をきめ細かに（時系列等）情報提供することで、適切な介護予防マネジメントの効果となり、介護予防の促進が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	関連業者とのシステムの打ち合わせ
	19年度	○ 実施	介護認定審査会事務処理システムの運用開始
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№ 5 - 1 - 14

項目名	工事関連業務の電子化		
大綱要旨	公共工事設計積算業務の電子化により、業務の合理化・省力化を推進する。さらに、工事完成図書類の電子納品により情報の共有化や維持管理業務の向上等に資する。		
改革内容	工事関連業務について、早期の電子化を図る。		
実施時期	平成21年度		
改革効果	公共事業の各業務の成果が電子納品媒体（ＣＤ - Ｒ）となり、成果品の受け渡しが可能になる。また、電子化により成果品等の保管場所の必要がなく、情報の共有化が可能となり、整備計画や維持管理業務等への利活用ができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	・ 庁内の現状調査・把握 ・ 取組方針策定 ・ 秋田県市町村ＣＡＬＳ／ＥＣ推進協議会への参加
	19年度		・ 電子納品実証実験 ・ 実施要領策定 ・ システム検討、研修、ソフトウェア整備
	20年度		・ システム導入 ・ 電子納品試行 ・ 職員研修
	21年度	○ 実施	・ 本運用 ・ 職員研修
	22年度		・ 本運用

第6章 安全・安心なまちづくりとコンプライアンスの徹底【7項目】

第1節 コンプライアンスの徹底（1項目）

№6 - 1 - 1

項目名	庁内コンプライアンス体制の確立		
大綱要旨	信頼される市政運営を確保するため、法令遵守をはじめとする庁内コンプライアンス（法令遵守をはじめとした市民に信頼される市政運営への取組）体制について、システム構築や体制の整備を行う。		
改革内容	庁内コンプライアンス体制の確立に向けた検討組織を設置し、今後必要とされるアクションプランの検討を進め、段階的取組を進めていく。 また、人事・研修面からは、法令の遵守、服務規律の確保について、機会を捉えて、通知により注意を喚起するほか、引き続き、新規採用職員研修、技能職員研修、転入職員研修、臨時職員研修、嘱託職員研修において、公務員倫理に関する研修を実施していく。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	庁内コンプライアンス体制の確立を図り、行政経営におけるコンプライアンス能力を高めることにより、不祥事等危機の未然防止が図られ、市民に信頼される市政運営が行われることになる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	・ 事務執行上の事故および不祥事などの未然防止を図るため、事務の適正化のみならず、庁内コンプライアンス体制の確立に向けた取組を実施する。 ・ 具体的には、公務員倫理規定（職員行動基準等）設定への取組、秋田市職員服務規程の見直し、事務執行マニュアルの点検・整備、コンプライアンス関連研修の実施等について検討委員会などの組織を設け検討を行い、順次必要な取組を実施していく。（以降、不断の改善）
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

第2節 危機管理体制の充実・強化（6項目）

№6 - 2 - 1

項目名	除排雪体制など安全安心なまちづくりのための総合システムの構築		
大綱要旨	豪雪など様々な緊急事態に備え、市民生活の安全安心実現のため、総合的なシステムを構築する。		
改革内容	豪雪などの自然災害に対する各種危機管理体制、あるいは、子供の安全確保などの防犯防災における地域住民や関係機関との連携など、既存の枠にとらわれない部局横断的な事業調整や地域社会との緊密な協働体制を確保して、秋田市の安全安心のための総合的なシステムを構築する。		
実施時期	平成18年4月1日実施		
改革効果	豪雪などの自然災害や子供の安全確保などの防犯防災における迅速かつ適切な対応が可能となる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	市民生活の安全安心実現のための総合的なシステムを構築
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

№6 - 2 - 2

項目名	国民保護計画の作成		
大綱要旨	武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針および秋田県国民保護計画を踏まえ、市の国民保護措置に係る計画を作成する。		
改革内容	国民保護措置における市の役割を的確かつ迅速に果たすため、秋田市国民保護計画を作成する。		
実施時期	平成18年度		
改革効果	既存の防災計画では対応が困難な事態における対処の仕方を定めることができる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○実施	・ 国民保護協議会設置 ・ 国民保護計画作成
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

No 6 - 2 - 3

項目名	防災マップの作成と公表		
大綱要旨	各種災害における地域特性や災害危険度をわかりやすく地図上に表記し、電子媒体又は印刷物により市民へ公開する。		
改革内容	災害マップの種類および配付対象（範囲）の拡充		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	防災意識の高揚、危機管理体制の強化、住民の生命・身体・財産の確保		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	・ 洪水ハザードマップ作成 ・ 市ホームページおよび関係機関への配付・公表 ・ 全戸配布
	19年度		・ 土砂災害ハザードマップ作成 ・ 市ホームページおよび関係機関への配付・公表 ・ 全戸配布 ・ 防災カルテの修正
	20年度		・ 津波ハザードマップ作成 ・ 市ホームページおよび関係機関への配付・公表 ・ 全戸配布
	21年度		・ その他各種ハザードマップ作成 ・ 市ホームページおよび関係機関への配付・公表 ・ 全戸配布
	22年度		・ その他各種ハザードマップ作成 ・ 市ホームページおよび関係機関への配付・公表 ・ 全戸配布

No 6 - 2 - 4

項目名	感染症対策の充実		
大綱要旨	市民が安心して健康に生活できるよう、感染症予防知識の普及と啓発を図るとともに、重大な健康被害を及ぼす感染症の発生や集団感染時等における危機管理体制の充実により、迅速的確な対応をする。		
改革内容	感染症予防意識を市民にさらに浸透させるため、感染症に関する情報を広く提供する機会を設けるとともに、重大な健康被害を及ぼす感染症の発生や集団感染に対応するための新たな防疫、患者移送手段を確立する。		
実施時期	平成18年度～		
改革効果	感染症の発生および蔓延の防止、集団発生時のパニックの抑制ならびに感染症患者の人権と安全の確保。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	防疫・患者移送用自動車を導入（現行一般車両を更新）し、迅速的確な対応ができるよう体制整備に着手し、職員の能力向上と各マニュアルの整備など、危機管理体制の充実を図る。
	19年度		国体に向けた感染症対策を強化し、関係方面への予防啓発を重点的に展開するとともに、有事に備えた関係方面との訓練を実施する。
	20年度		感染症発生動向調査による監視体制を利用した関係機関や市民への情報提供をするとともに、広く感染症予防意識の向上を図る。
	21年度		感染症発生動向調査による監視体制を利用した関係機関や市民への情報提供をするとともに、広く感染症予防意識の向上を図る。
	22年度		感染症発生動向調査による監視体制を利用した関係機関や市民への情報提供をするとともに、広く感染症予防意識の向上を図る。

№ 6 - 2 - 5

項目名	確認検査の体制と既存建築物の耐震化誘導策の充実・強化	
大綱要旨	安全・安心できる建築物を確保するため確認検査体制の確立と既存建築物の耐震化の誘導を図る。	
改革内容	法の改正等に伴う国・県の動向を見ながら、確認検査への対応および既存建築物の耐震化について取り組んでいく。	
実施時期	平成18年度	
改革効果	建築物の安全や衛生についての性能確保が図られる。	
実施計画	年 度	着手・実施 詳細内容
	18年度	○ 着手 ・ 国・県の動向の把握、方策の検討 ・ 建築確認および検査体制の強化と技術の向上 ・ パネル展、相談窓口の設置による市民・事業者への啓発
	19年度	○ 実施 ・ 必要とする方策の実施 ・ 建築確認および検査体制の強化と技術の向上 ・ パネル展、相談窓口の設置による市民・事業者への啓発
	20年度	
	21年度	
	22年度	

№ 6 - 2 - 6

項目名	防火対策推進施策の充実	
大綱要旨	住宅防火対策の推進、放火火災の抑制および防火対象物の火災危険の低減を図るため、地域住民とともに推進する火災予防の体制を確立する。	
改革内容	地域住民や事業所相互間の連携による総合的な防火安全対策	
実施時期	平成18～22年度	
改革効果	均一的な住宅防火安全対策の推進 放火火災の抑止効果 防火対象物の火災危険の低減	
実施計画	年 度	着手・実施 詳細内容
	18年度	○ 着手 ○ 実施 新築住宅における住宅用火災警報器の審査・検査方法の確立 既存住宅に対する住宅用火災警報器普及促進のため消防団員、民生児童委員、自主防災組織等に対する説明会の実施 消防団員、地域住民、企業等に対する放火火災防止対策戦略プランの普及 消防団員等から防火対象物の火災危険情報を収集する制度の確立
	19年度	地域における消防団員、民生児童委員、自主防災組織による住宅防災機器等の普及促進を含む防火対策の推進 放火火災防止対策の推進 消防団員等からの火災危険情報に基づく違反是正体制の確立
	20年度	住宅用火災警報器の設置状況の把握およびその結果を踏まえた普及対策の検討 放火火災防止対策の推進 継続的な違反是正の推進
	21年度	継続的な住宅用火災警報器の普及促進 放火火災防止対策の推進 継続的な違反是正の推進
	22年度	継続的な住宅用火災警報器の普及促進 放火火災防止対策の推進 継続的な違反是正の推進

第7章 地方公営企業改革の推進【3項目】

第1節 組織・人事・給与の見直し（1項目）

№7 - 1 - 1

項目名	適正な定員管理の推進		
大綱要旨	事務管理計画に基づき、職員数の適正化を図る。		
改革内容	上下水道局の平成17年4月1日現在の職員数は273人であるが、適正人員の目標値を平成22年度に251人と設定し、事務改善による民間委託等の推進や退職者不補充による人員配置計画を推進する。		
実施時期	平成18年～22年度		
改革効果	職員数の抑制による人件費の削減		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手 ○ 実施	・ 上下水道事業統合に伴う新たな事務管理計画を策定する。 ・ 退職者不補充により効率的な職員配置に努める（22年度まで）。
	19年度		
	20年度		
	21年度		
	22年度		

[定員管理数値目標]

上下水道局の平成17年4月1日現在の職員数は273人であるが、適正人員の目標値を平成22年度に251人と設定し、事務改善による民間委託等の推進や退職者不補充による人員配置計画を推進する。

第 2 節 経営改革の実施（ 2 項目 ）

№ 7 - 2 - 1

項目名	料金精算体制の見直し		
大綱要旨	転居時の精算及び閉開栓業務の民間委託を導入することにより、人件費の抑制を図る。		
改革内容	転出時、転入時の止水栓の開閉及び料金の精算業務の民間委託を導入する。		
実施時期	平成19年度		
改革効果	人件費の抑制が図られる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	基本方針の作成 委託仕様書の作成
	19年度	○ 実施	一部委託を実施し、4名の減員を図る。
	20年度		完全委託を実施し、2名の減員を図る。
	21年度		
	22年度		

№ 7 - 2 - 2

項目名	下水道管渠等の応急措置体制の見直し		
大綱要旨	民間委託等を導入することにより、応急復旧作業等における人件費の抑制を図る。		
改革内容	下水道管渠の清掃及び道路陥没等の応急復旧作業を民間委託する。		
実施時期	平成19年度～		
改革効果	作業に従事している職員を再配置することにより、より高度な行政サービスを提供することが可能となるとともに、民間の専門的な技術の活用と効率性、経済性の向上が期待できる。		
実施計画	年 度	着手・実施	詳 細 内 容
	18年度	○ 着手	基本方針・委託形態を検討、作成 委託仕様書・契約書の作成
	19年度	○ 実施	委託を実施し、5名の減員を図る。
	20年度		
	21年度		
	22年度		

○資 料

1 第三次秋田市定員適正化計画

(1) 全体計画

本市では、ガス事業の廃止や交通事業の段階的縮小をはじめとする行政改革により、平成11年度から16年度までの5年間で、職員数を3,401人から3,260人へ141人(4.1%)削減した。

また、平成15年度に策定した第二次秋田市定員適正化計画では、平成14年4月1日時点の職員数3,322人を平成24年度までの10年間に2,73人(8.2%)削減し、3,049人とするとしていた。

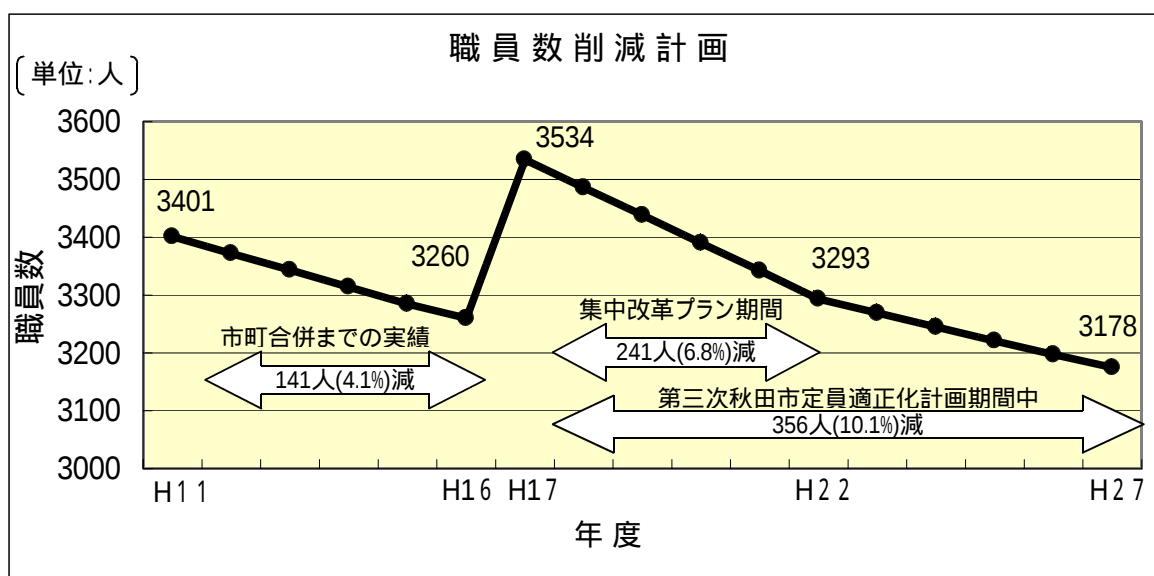
第三次秋田市定員適正化計画は、平成17年1月11日施行の市町合併に伴い計画を全面的に見直したもので、17年度期首の総職員数3,534人を27年度までの10年間で356人(10.1%)削減し、3,178人とするとしていた。特に、集中改革プラン中の22年度4月1日までの5年間では、旧1市2町の過去5年間の削減数161人(4.3%)を上回る241人(6.8%)削減し、総職員数を3,293人とする。

(単位：人)

	職員数	削減数	削減率	期間中の定年退職者数および採用者数
H17.4.1(基準年)	3,534	-	-	H18.3.31～H22.3.31の定年退職者数 383 H18.4.1～H22.4.1の採用者数 142
H22.4.1(5年後)	3,293	▲241	6.8%	
H27.4.1(10年後)	3,178	▲356	10.1%	H23.3.31～H27.3.31の定年退職者数 569 H23.4.1～H27.4.1の採用者数 454

採用者数は、任期の定めのない職員である。

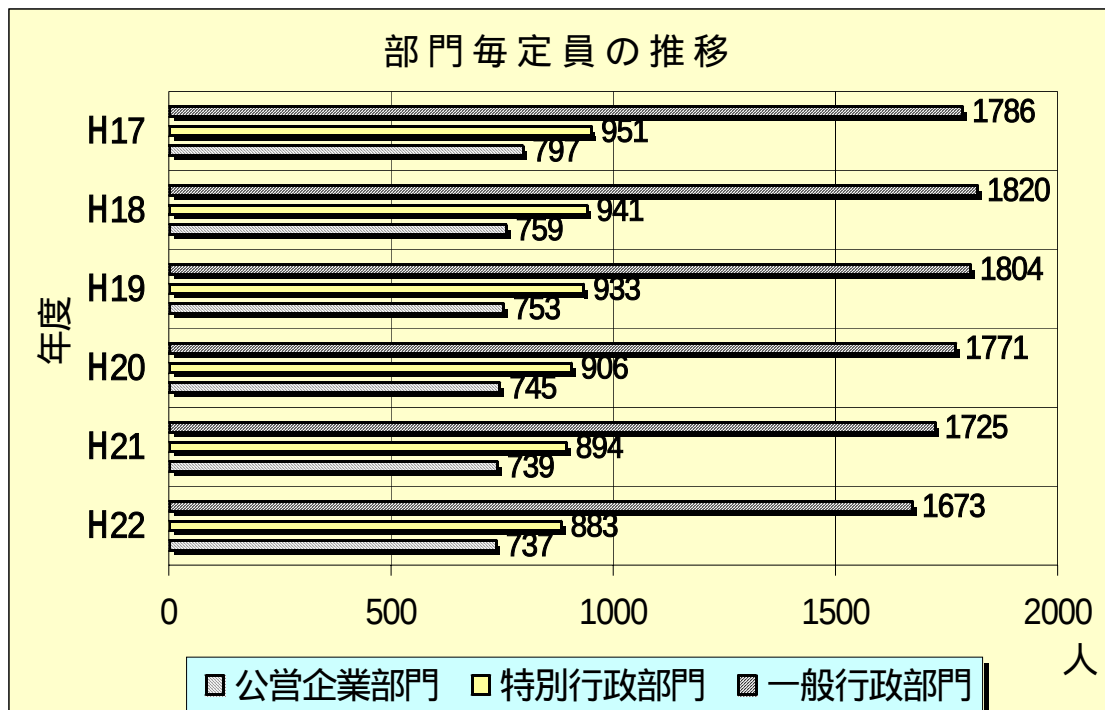
安全・安心にかかる分野である消防職と病院医療職は定員削減の対象から除外する。



(2) 部門別定員管理計画

集中改革プランの期間となる平成17年度から平成22年度4月1日までの5年間については、部門別に各年度の定員目標(目安)を定め、年度毎に達成状況を検証の上、人事配置の調整を行う。

< 部門別構成の推移 >



ア 一般行政部門

交通局職員の受け入れにより、平成18年度は一時的に職員増となるが、その後は、保育所の民間移行やゴミ収集の民間委託、国体の終了などにより大幅に職員を削減していく。

イ 特別行政部門

教育部門は、学校校務員、調理員の退職不補充に加え、指定管理者制度の導入等により職員を削減する。

消防部門は、国の指針に基づき定員を設定しているほか、市民生活の安全安心に関わることから、定員削減の対象から除外する。

ウ 公営企業部門

18年度の公営企業部門職員数は、交通局が平成17年度で廃止となることから、大幅に減少する。その後は、上下水道局の組織統合等による事務の集中化を進め、22年度当初までに徐々に職員の削減を図る。

なお、公営企業部門のうち病院の医療職は、省令や告示に基づき定員を設定しているほか、市民生活の安全安心に関わることから、定員削減の対象から除外する。

2 経費節減等の財政効果（計画額）

（単位：千円）

項 目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合 計
人件費	職員削減	191,352	669,732	1,132,166	1,634,465	1,833,790	5,461,505
	小 計	191,352	669,732	1,132,166	1,634,465	1,833,790	5,461,505
事業費等	民間委託等による事務事業費（削減）	47,482	47,482	47,482	47,482	47,482	237,410
	民間委託等による事務事業費（増加）	124,800	235,200	533,056	624,256	931,456	2,448,768
	補助金等の整理合理化	70,514	71,004	69,435	69,038	67,968	347,959
	内部管理経費の見直し	459,240	459,240	459,240	459,240	459,240	2,296,200
	その他事務事業の整理合理化	20,319	21,719	21,719	21,719	21,719	107,195
	小 計	472,755	364,245	64,820	26,777	335,047	539,996
	合 計	664,107	1,033,977	1,196,986	1,607,688	1,498,743	6,001,501

留意点

- ・上記は、「一般会計」における計画額であり、大綱策定時において、改革による効果額が高い確度で見込めるものを集計したものである。
- ・職員削減については、一般行政部門と特別行政部門の職員を対象としており、公営企業部門の職員を含まないものである。その効果額は、平均給与年額をベースに試算した経費削減見込額である。なお、給料・手当等については、別途、国に準じた是正や見直しを行っている。
- ・民間委託等による事務事業費（削減）は、民間委託等によって生じる経費削減見込み額である。
- ・民間委託等による事務事業費（増加）は、職員削減を進めるに際して、業務（サービス）を維持するために必要な民間委託経費の見込み額である。
- ・内部管理経費の見直しの効果額は、業務全般の効率化・合理化による経費縮減額である。
- ・その他事務事業の整理合理化の効果額は、情報化技術の活用による経費縮減額である。
- ・効果額（計画額）の算定については、改革を実施しない場合との比較による金額とした。また、効果が継続する措置については、原則として効果が継続する期間中は、毎年度、効果が発生するものとした。